

平成23年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成23年6月16日

閉 会 平成23年6月16日

仁 木 町 議 会

## 平成23年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 平成23年6月16日（木曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 一般質問 水道料の減免を (上村智恵子議員)  
生活排水処理の推進を (上村智恵子議員)  
泊原子力発電所は安全なのか (上村智恵子議員)  
ソーラーシステムの導入に向けて (林 正一議員)
- 日程第8 議案第1号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第2号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第3号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第4号 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第5号 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第6号 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第7号 平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について
- 日程第15 議案第8号 平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について
- 日程第16 議案第9号 平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について
- 日程第17 推薦第1号 仁木町農業委員会委員の推薦
- 日程第18 同意第1号 仁木町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 意見案第1号 原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書
- 日程第20 議員の派遣
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査
- 日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

## 平成23年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成23年 6月16日 閉 会 平成23年 6月16日

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 吉 川 純 一

## 出席議員（9名）

1 番	水 田 正	2 番	林 正 一	3 番	横 関 一 雄
4 番	上 村 智恵子	5 番	葛 間 俣	6 番	木 田 紘 一
7 番	佐 坂 秀 樹	8 番	吉 川 純 一	9 番	山 下 敏 二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 満 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	原 田 修
総 務 課 長	角 谷 義 幸	教 育 次 長	戸 嶋 新 二
財 政 課 長	西 條 廣 幸	農 業 委 員 会 会 長	中 村 英 雄
会 計 管 理 者	藤 原 聡	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 邊 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(角 谷 義 幸)
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岩 井 秋 男
議 事 係 主 任	本 多 弘 一

## 開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から平成23年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、議長より指名します。

7番・佐坂君、8番・吉川君をお願いいたします。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。葛間委員長。

○議会運営委員会委員長（葛間 倅）皆さん、おはようございます。

私から議会運営委員会決定事項について、ご報告を申し上げます。

議会運営委員会開催日につきましては、去る6月9日午後1時30分より、仁木町議会委員会室で開催をいたしております。調査事項につきましては、平成23年第2回仁木町議会定例会の会期日程等議会運営に関する事項でございます。

議会運営委員会決定事項について。(1)付議事件について、報告1件、平成22年度繰越計算書。議案9件、補正予算4件、一般会計ほか3件でございます。条例改正2件、国民健康保険税条例ほか1件。請負契約3件、簡易水道銀山地区第1工区ほか2件。推薦1件、仁木町農業委員会委員。同意1件、仁木町教育委員会委員。意見書1件、自然エネルギー転換。計13件が付議されており、ほかに、仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、2名から4件提出されております。

(2)議事進行について。日程第5までは、これまでと同様に進めます。

日程第6、繰越明許計算書。報告第1号『平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。

次に、日程第7、一般質問（別冊議案書）でございます。質問者2名（4件）でございますけれども、通告順に従い、上村議員3件、林議員1件の順で進めてまいります。

次に、第8、条例改正でございます。議案第1号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、即決審議をお願いを申し上げます。

日程第9から第12、補正予算でございます。議案第2号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』、議案第5号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』、いずれも即決審議をお願いを申し上げます。

次に、日程第13、条例改正でございます。議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』、これも即決審議でお願いしたいと思います。

次に、日程第14から第16、請負契約でございます。議案第7号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について』、議案第8号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について』、議案第9号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について』、いずれも即決審議でお願いしたいと思います。

次に、日程第17、推薦（別冊議案書）。推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』について、これも即決審議でお願いをいたしたいと思います。

次に、日程第18、同意。同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』、提案説明後、議会を休憩に移し、別室にて協議いたします。これも即決審議でお願いを申し上げます。

次に、日程第19、意見書（別冊議案書）。意見案第6号『原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書』、提出者 上村智恵子議員、賛成者 横関一雄議員、これも即決審議でお願いを申し上げます。

次に、日程第20、議員派遣。北海道町村議会議長会主催議員研修会。期日につきましては、7月5日。場所につきましては、札幌市「札幌コンベンションセンター」。目的につきましては、地方分権時代に即応した議会運営の向上と充実を資するためでございます。派遣議員、全議員。事務局随行でございます。会議規則第117条規定による議員派遣でございます。日程第21、委員会の閉会中の継続調査。議会運営委員会、議会運営に関する事項。議会広報編集特別委員会、議会広報編集に関する事項の申し出があります。

次に、日程第22、委員会の閉会中の所管事務調査でございますけれども、総務経済常任委員会から所管事務事項の申し出がございます。

(3)会期については、平成23年第2回仁木町議会定例会招集日、本日6月16日、閉会日につきましては、6月17日、2日間でございます。

その他事項については、当面する行事予定については別紙のとおりでございますので、後程ご高覧をいただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月16日から6月17日までの2日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日6月16日から6月17日までの2日間とすることに決定しました。

## 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書。平成23年度第3回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、5月31日開催の平成23年第3回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布をしております。

6月7日の総務経済常任委員会所管事務調査、大変お疲れ様でした。今回の所管事務調査にオブザーバーとして、北海道電力泊原子力発電所の視察に同行をさせていただきました。福島第一原子力発電所との違いや泊原子力発電所の安全対策の説明、更には、発電所内部の視察などを行わせていただきましたが、国で定められた安全対策はとられているものの、今回の東日本大震災でもわかるとおり、国の安全基準や想定を大きく超えることも十分に予想されることから、二重、三重の対策が必要であり、更にいち早い情報伝達の必要性からも、北海道が策定しております原子力防災計画の見直しの必要性があると再確認をいたしました。

6月10日には、北海道町村議会議長会の第62回定期総会がポールスター札幌で開かれ、出席をしてみいました。総会では平成22年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や農業・農村政策の確立など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には、町議会の活性化と議会権限の拡充など13項目についての一般決議、並びに「北海道新幹線の建設促進に関する特別決議」を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認をしてみいました。

議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は、後程ご高覧願います。

なお、6月14日に古平町で開催されました、北後志町村議会議員パークゴルフ大会には、大変お忙しい中、応援に駆けつけていただきました、三浦町長、吉本副町長、更に健闘いただいた議員各位に、この場をお借りして御礼と感謝を申し上げます。

さて、今定例会は、我々議員任命中における最後の定例会となります。平成19年8月10日の初議会から数え、通算27回目の議会を迎えました。この間、議員各位には、地域の代表として、民意を反映させるべく、活発な議会活動に取り組み、そのご尽力に対し敬意を表するものであります。加えて4年間、無学・無才な私の議会運営に対しご協力を賜り、心から感謝申し上げる次第であります。任期中最後となります今定例会においても、議員各位の活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

---

## 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。

平成23年第2回仁木町議会定例会の開催にあたり、行政報告の前に一言ご挨拶申し上げます。

山下議長、吉川副議長並びに議員各位におかれましては、農繁等の期等を迎え、時節柄公私共に何かとご多用のところ、本定例会に全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、ご臨席いただきました中村農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育員長、渡辺選挙管理委員会委員長にも心から御礼を申し上げます。

6月に入り初夏を思わせるような暖かい気候が続いておりましたが、ここ2、3日間は曇天や小雨と何かしら

すっきりしない天候となっております。その中で、農作物はほぼ順調な生育状況にあるとお聞きし、多少の安堵感がありますが、これからは本日のような素晴らしい順調な天候であってほしいと心から願う次第でございます。

さて、3月11日発生の東日本大震災から早3か月が経過いたしました。警察庁のまとめの6月14日現在の死者数は1万5429人、行方不明者数は7781人、避難者数は8万3951人と発表されております。とりわけ福島第一原子力発電所の事故がもたらした爪痕は、未だ終息の目処さえ立っていない状況にあり、一貫しない政府の対応に政治家は何をやっているんだと被災者の怒りの声が連日報道されております。また、厚生労働省によりますと、6月13日現在で日本赤十字社と中央共同募金会に集まった義援金は2701億円で、被災者に届いたのはそのうちの16%、441億円とのことであります。被災者への支給事務は各自治体で行わなければならないとなっておりますが、被災した自治体では職員の人手不足や被災家屋の被害判定の業務も重なり、円滑な支給ができていないようであります。被災していない自治体からの職員の派遣については、数か月から数年単位で一般事務職員を長期的に派遣できないかとの打診が北海道町村会からありました。ご承知のとおり、私どもの町から長期にわたって職員を派遣することは困難な状況にありますので、私の判断で派遣できない旨、返答いたしました。困っている被災地の現状を考えますと胸熱くなる思いで大変申し訳なく感じているところであります。短期間であれば応援したいと前向きに考えていただけに誠に残念でなりません。議員の皆様方にも格別のご理解を賜りたいと存じます。

本題に戻りますが、今定例会には先程葛間議会運営委員長からご説明がありまして、報告1件、議案9件、同意案1件、合計11件を提出させていただきました。格別のご審議を賜りご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。平成23年第2回仁木町議会定例会の開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに農村公園フルーツパークにき10周年記念事業について申し上げます。農村公園フルーツパークにきは平成13年7月にオープンし、今年で10周年にあたることから、7月10日開催の第28回仁木町さくらんぼフェスティバルに併せ記念事業を実施することとし、準備を進めております。今回はSTVラジオ「歌謡ショー」の公開録音として、当日、ゲストに歌手の堀内孝雄さん、みのや雅彦さん及び飯田香織さんの3名を迎え、STVアナウンサーの司会で収録が行われることとなっております。この記念事業の経費として当初予算で556万5000円を計上し、また、さくらんぼフェスティバルの中で行う10周年記念の祝餅まき大会などの経費及び運営費などの増加分を含め、昨年度予算に比べ644万5000円増の補助金754万5000円を実行委員会に対し補助することとしております。なお、今回の10周年記念事業につきましては、平成23年度地域づくり総合交付金地域づくり推進事業の要望事業として北海道へ申請することとしております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会について申し上げます。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の第1回臨時会が、6月13日に小樽市議会議場において開催されました。臨時会では余市町議会選出の安宅俊威北しりべし広域連合議会副議長が進行を務め、統一地方選挙後の同広域連合議会議長の改選が行われました。その結果、小樽市議会選出の成田晃司氏が指名推薦により同広域連合議会の議長に就任いたしました。任期につきましては、平成27年4月30日までの約4年間となっております。成田議長の就任挨拶の後、同広域連合長として5月22日に就任された小樽市長の中松義治氏の挨拶をいただき閉会いたしました。なお、同広域連合長の任期は平成27年4月29日となっております。なお、座席表並びに事務方の座席表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと思います。

5ページをお開きいただきたいと思います。次に、平成23年度仁木町統合簡易水道事業について申し上げます。統合簡易水道事業につきましては、水道未普及地域の解消や良質な水道水を安定的に供給するため、平成14年度

から平成25年度までの12年間に事業期間として実施しております。今年度の簡易統合水道事業費につきましては、総事業費5億218万4000円といたしまして、国庫補助金対象事業費を4億6120万円とし国庫補助金1億8448万円、補助率40%を見込んでおりましたが、厚生労働省により平成23年4月1日付けで国庫補助金の内示通知がありまして、国の総体補助予算の圧縮により、昨年度の国庫補助金10%削減より更に大幅な40%の削減率となったことから、国庫補助金が7379万2000円の減額となりました。このことから本年度計画をしておりました事業をすべて実施いたしますと一般財源の負担が増大することから、今年度の国庫補助対象事業の内示額であります2億7672万円、国庫補助金1億1068万8000円を限度に事業費を縮減するよう、実施事業の見直しを行ったところであります。実施事業の見直し内容につきましては、平成25年度給水開始を予定しております銀山・長沢・尾根内地区の事業を優先させ、今年度予定の仁木地区配水管布設工事、仁木地区配水管調査測量設計委託業務及び尾根内浄水場取水工事を取り止め来年度以降に実施する予定といたしました。また、尾根内浄水場機械設備工事及び銀山地区配水管布設工事（長沢南地区）につきましては、事業量の精査縮減をし発注しております。現計画における統合簡易水道事業は、平成25年度で事業完了する予定であります。国庫補助金が年々縮減されていることから、事業計画を見直さなければならない状況にあります。今後、早期の事業完了を前提として、北海道庁及び倶知安保健所と密に連携を取りながら、事業計画見直しなど調整を図ってまいります。

なお、工事の取り止め及び事業量の縮減に伴います国庫補助金等の減額に関わり、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。別途お手元には『平成22年度各会計決算に関する調べ』、『平成22年度指定管理施設事業報告』、『平成22年度介護保険利用状況表』、『平成23年介護保険利用状況表』（4月・5月）分でございます。『平成23年度仁木町高齢者福祉施設：仁木町交流センター『いきいき88』入館者一覧・月別収入金一覧（4月・5月）』、『平成23年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）』、『入札結果一覧表』（議案第7号・第8号、第9号関連）でございます。以上、配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）行政報告が終わりました。

次に、原田教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めて、おはようございます。

平成23年第2回仁木町議会定例会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

A L T（外国語指導助手）の期間満了並びに後任の招致予定者について申し上げます。平成21年度から、小学校における外国語活動及び中学校での英語教育と国際交流教育の充実を図るため招致いたしましたA L Tのチャン・ペリー氏は、本年7月26日をもって2年目の契約期間満了を迎えます。教育委員会といたしましてもチャン・ペリー氏に契約の延長を要請いたしましたが、帰国の意志が固く、2年間をもって契約を終了することになりました。後任の招致者は、北海道知事政策部知事室国際課を通じまして財団法人自治体国際化協会へ斡旋要望を行いましたところ、平成23年5月9日付けにてカナダ国籍でブリティッシュコロンビア州バンクーバー在住のイム・ピーター氏、22歳男性の斡旋通知がありました。現在、本人への連絡開始通知を協会側から受けていないことから契約協議は開始しておりませんが、協議が整いますと7月31日に日本に到着、東京京王プラザホテルで8月2日までオリエンテーションを受け、3日に来道することになりますので、千歳空港に出迎えに行く予定をしております。契約期間は、来日の翌日、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの1年間です。再契約は可能でありまして、在留期間は基本的に3年間となっております。仁木町が初めて招致いたしましたA L

Tのチャン・ペリー氏は、着任以来、小学校の外国語活動、中学校英語教育の向上に勤務時間内外を問わず積極的に取り組んでおり、昨年10月には、後志管内中学校英語暗唱大会に仁木中学校から4名、銀山中学校から3名が出演しまして、過去に例のない出場者全員が優秀賞を獲得するという栄誉を得ております。また、北海道イングリッシュチャレンジ（中学生の英語スピーキングコンテスト）に、仁木中学校から7名、銀山中学校から4名が初めて参加し、全道で参加した52名中、2位、3位をはじめ10位以内までに5名が入賞しております。チャン・ペリー氏は、この2年間、小学校の外国語活動や中学校英語教育では、児童・生徒の英語学習意欲を高めるとともに、英語暗唱大会等にも参加させ、優秀な成績を収めるなどの成果を上げております。更には、教育委員会が主催する英会話教室21回の講師をボランティアで務めるなど、町民への英語の普及と国際交流の推進にも貢献しております。このようなチャン・ペリー氏の貢献に対し、教育委員会として感謝の意を表したく、今定例会に謝礼金及び帰国に伴う旅費の補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。以上で、行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）原田教育長の行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号

### 平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、報告の第1号でございます。『平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』、平成22年度余市郡仁木町一般会計及び簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成23年6月16日提出、仁木町長三浦敏幸。なお、詳細につきましては、西條課長より報告申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）報告第1号『平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』、ご説明申し上げます。

平成22年度繰越明許費につきましては、国の平成22年度補正予算において創設されました地域活性化交付金きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金事業でございまして、それぞれの事業を実施するものでございますが、掲載されておりますすべての事業が平成22年度内に支出を終了することが不可能であるため、平成23年度に繰り越して使用するというものでございます。この繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会の本会議において、これを報告しなければならないことになっているものでございます。

1ページをお開き願います。一般会計でございます。上段の3款、民生費、事業名、保育所改修事業から2ページの下段、10款、教育費、事業名、図書室整備事業までの合計金額でございますが、これは議会の議決をいただいた金額でございまして8990万1000円。その右側、翌年度繰越額の合計額も同額の8990万1000円でございます。その右が繰越額の財源内訳でございまして、国庫支出金6495万3000円、一般財源2494万8000円でございます。

次のページに移りまして、簡易水道事業特別会計でございます。2款. 1項. 施設費、事業名、銀山浄水場改修事業でございます。金額につきましては4130万円でございます。翌年度繰越額4130万円でございます。その右側が繰越額の財源内訳でございます。すべて一般財源4130万円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

本件については、地方自治法第213条及び同法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものであります。質疑は終わりましたので、これで報告第1号『平成22年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

## 日程第7 一般質問

○議長（山下敏二）日程第7、一般質問を議題とします。2名の方から4件の質問があります。

最初に『水道料の減免を』、『生活排水処理の推進を』、『泊原子力発電所は安全なのか』、以上3件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○4番（上村智恵子）『水道料の減免を』、平成20年度から水道料金が大幅な値上がりし、その時から基本料金の設定量、10<sup>ト</sup>の区切りについて「不公平だ」「公平だ」と論じてきましたが、やはり、使用量が5<sup>ト</sup>未満の非課税世帯にとっては不公平としか言いようがありません。当時は、5<sup>ト</sup>未満の65歳以上の高齢者のみの世帯が全体の27%でしたが、現在はどのくらいの割合なのかお聞きいたします。

また、ひとり暮らしの高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯は何世帯あるのかお聞きします。私は是非、水道料金の減免制度を作るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）「水道料の減免を」についての質問にお答えいたします。

水道料金の改定につきましては、極めて厳しい財政状況にあることから、平成20年度に基本水量（10<sup>m</sup>）及び超過水量（1<sup>m</sup>）は変更せずに各料金を一律30%値上げし、町民の皆さんに大きなご負担とご理解をいただいているところであります。1点目の「5<sup>ト</sup>未満の65歳以上の高齢者のみの世帯は、現在、どのくらいの割合なのか」についてであります。本町の平成23年3月末現在での65歳以上の世帯数は365世帯でありまして、そのうち水道使用量が5<sup>ト</sup>未満の世帯数は84世帯であり、割合といたしましては23%となっております。

2点目の「ひとり暮らしの高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯は、何世帯あるのか」についてであります。ひとり暮らしの高齢者世帯数は171世帯（うち障がい者世帯数31世帯）、母子世帯数は12世帯及び障がい者世帯数は87世帯となっております。

3点目の水道料金の減免制度につきましては、現行の仁木町簡易水道事業給水条例の規定では「町長は公益上その他特別の理由があると認めるときは料金・手数料・その他の費用を軽減又は免除することができる。」となっております。現在、仁木町行財政構造改革プランこれは平成20年度から平成23年度、今年度までの実施期間中でもありますので、プランの実施検証を行い今後の事業計画・財政シミュレーションも行いながら調査・検討してまいります。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）この水道料金に高い施設整備を行い30%値上げになり、どういう状況にあるのかぜひ検討していただきたいと思います。しかし、今現在5ト未満が23%を占める状況では、たくさんの人がこの負担に理解が得られないのではないのでしょうか。倶知安町では福祉課で水道料金の基本料金の助成というものがあって、基本料金の半額を助成してくれます。余市町でも水道課で減免制度がありましたが、減免を水道事業でやって、料金に被せるのは間違いとの見解を示し、減免は福祉政策として一般会計財源でやる方向で23年度から検討中だそうです。仁木町でもぜひ検討してもらえないのでしょうか。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）1問目で検討してまいりますと、私は答えております。もう一度検討するという、再度言えということでしょうか。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）この事業計画の調査検討ということをやっていたのではないかなと思ったんですよね。それで、私は今まで水道課の方で減免制度を拡充して欲しいということをやってきましたけれども、それが他の町村では福祉課でやっていることが多いという事実がわかりまして、身障者の世帯とか老人世帯とか、70歳以上の世帯とかいろいろその福祉政策に則って減免制度を作っていたものですから、そのところをどうなのかなと思ってお聞きした次第です。町長がそういうふうにご検討してくれると言っているのを疑って言っているわけでは決していないので、そのところをお汲み取りいただいて、返答願えればと思います。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私も決して検討しないということではなくて、検討すると言っておりますし、只今上村議員がおっしゃったようにですね、水道というのはやはりひとつの事業体ということでの収入、収支を整えているのが現実であります。ですから、福祉的なことでの検討ということも含めて全体的に考えていきたいと。ただ、23年度、今年度中は、まだ行財政の構造改革の真っ最中でありまして、最終年でありまして、24年度以降に向けてですね、やはり福祉的な面、更には水道の5ト未満のことも含めて、どの形を持っていくのが一番良いのか。ただ、福祉の方ということでの措置であれば、水道料金とは直接関わりなく、町として支援していくことは可能でありますけれども、水道料金ということになるとですね、今使っている水だけのことを捉えて、高いとか安いとか、多すぎるとか少なすぎるとい議論であります。あの施設を見てもわかるとおり、全体としては多額の経費をかけた施設を維持管理、更には建設をしておりますので、それらも含めて水道料金に跳ね返っているというのが現実でありますので、その部分はその部分として検討はしますが、福祉的な部分での検討というものも町長としては考えていきたいというふうに、前向きな検討ということでもありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）よろしくお願いたします。

次に、『生活排水処理の推進を』ということで質問いたしたいと思っております。

第5期仁木町総合計画の生活排水処理の推進の中で「時代に即した生活排水整備方針の見直し及び整備計画」とありますが、どういうことでしょうか。昨年12月、町長は「政権交代による国土交通省の下水道対策に対する考え方を見極め、財政的な裏付けの下、できる限り早い時期に検討する」と発言されておりました。現在までにどのくらいまで検討されているのかお聞きいたします。

また、平成15年に策定された「仁木町生活排水基本方針」では、下水道事業と合併処理浄化槽を併せて実施していくことになっておりますが、余市町の下水処理場を使用していけるのでしょうか。余市町との話し合いがどの

程度まで進んでいるのか、お聞かせください。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、「生活排水処理の推進を」についての質問にお答えいたします。

1点目の第5期仁木町総合計画における「時代に即した生活排水整備方針の見直し及び整備計画」についてありますが、人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く情勢が変化していること。また、平成15年に策定した「仁木町下水道等計画検討会議報告書」から8年を経過していることから、基本計画の主な施策として掲げたものでありまして、総合計画の初年度の本年度において「仁木町生活排水処理基本計画」の策定を行うこととしております。排水処理基本計画は、本町が長期的・総合的視点に立って、現在実施しております統合簡易水道事業の完了後、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定め、また、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等を含め、基本方針を定めるものであります。この計画につきましては、仁木町生活排水処理基本計画作成業務として6月下旬に発注し、下水道と個別処理の合併浄化槽事業についての制度、建設方法、維持管理方法、財源内訳、個人負担額などを説明の上、アンケート調査を行い、平成24年2月中旬までに策定してまいります。

2点目の「政権交代による、下水道対策等の検討状況」についてであります。目下のところ制度上、期待された新たな施策等は打ち出されていないため、現行の制度を踏まえながらより良い整備方策を検討し計画に反映してまいります。

3点目の「余市町下水処理場の供用と話し合い」についてであります。使用することは可能。これは余市町へ確認済みであります。使用することは可能であり、特に話し合いは持っておりませんが、計画策定時に協議してより良い方法を検討してまいります。

これらの情勢も踏まえ、本町の場合は下水道事業、合併処理浄化槽、あるいは農業集落排水が良いのか、それぞれの地域の特性も考慮し総合的に判断いたしまして、生活排水処理の手法を決定していく考えであります。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）この基本計画作成業務を6月下旬に発注するということですので、それに期待していきたいと思いますが、前に、この15年に作成された報告書の中で、この課と係体制の充実とともに、公共下水道事業方針決定時より道の公園下水道に職員を派遣研修し、事業を進めていくことも必要となりますというところがあるのですが、やはりこういうコンサルタントに発注して計画を練っていくのも良いですが、やはり下水道となるとこれから長年かかっていくと思いますので、ぜひその課の充実と言うか、専門的な知識を深めていただくために、ぜひこういうことを研修していくことが良いのではないかとこのように考えています。

今、余市町では使用することも可能ということをおっしゃっていただいておりますけれども、あそこもかなり何年も経っている処理場で、改めて仁木町でどういうふうに区分していくのが良いのか、本当にこれからの課題が多いと思いますので、ぜひ仁木町でも新築される方は独自で合併処理浄化槽を付けているので、やはり早めに町の判断をお願いしたいなということをおっしゃっておりますので、ぜひこれも検討していただきたいと思っております。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）仁木町的生活環境をより良くしたいというのは、上村議員も私もまったく同様の考えであり

ます。1日も早く、これらのことについても対応してまいりたいと思っておりますが、先程も申し上げましたとおり平成15年の段階においてはですね、平成14年から9年間かけて簡易水道を約40億かけて整備し、その2、3年前から下水道についても十分研究を重ねていくというような方向性の中で進めてきたわけでありましたが、やはり小さな町ということで国の補助制度ですとか、交付金制度が著しく変動があった場合には、計画も見直さざるを得ないという状況の中で今日に至っているわけでありまして、15年度の計画の中においては、道の方にも専門的な知識を習得するために派遣をするというような文言もございますが、今の段階においては、その当時から市町村の合併問題、町の行財政の著しい悪化、そういったことも含めて、情勢の激変と言いますか、急激な状況の変わりがありましたので、私としては今、職員を派遣できるかどうかということは判断に苦慮するところであります。もし職員を事前に研修に出すことができないとすれば、専門的な知識を持った人を道から派遣してもらって、こちらから一般職を道の方に出すとか、そういう人事交流等も含めて、また検討をしていきたいと思っております。また、3月の定例会の予算委員会の中でも、この事業基本計画の作成について資料等も提示しながらご説明した経過もありますが、今、発注の手続きはほぼ完了しておりまして、近々入札をする予定になっておりますので、その点については、遅滞・遅延、そういったことのないように執り進めていきたいと思います。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）よろしくお願いいいたします。

それでは、3つ目にまいります。『泊原子力発電所は安全なのか』、4月19日に北海道新聞に泊原発の安全性に関するアンケート結果が掲載されていましたが、「泊原発は安全であるか」の設問に対し、町長は「はい」と回答されておりました。この新聞報道に対し「町長としての町民に不安を煽りたくなかった」という発言を第2回臨時会でされておりましたが、このアンケートに回答した考えを今一度お聞かせください。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）「泊原子力発電所は安全なのか」についての質問にお答えをいたします。

お手元に答弁書とともに4月11日に記入した北海道新聞に対するアンケート「泊原発の緊急アンケート・回答」を添付させていただきました。これだけの内容の回答文を提出しておりまして、その中の一部分だけが新聞報道されているものであります。

質問1で「現在の泊原発は安全だと思いますか。」に対して、私は「はい」と答え、その理由を次のように記入しております。「北海道電力株式会社の泊原発に対する安全対策については、社是等をもって日々万全を期してくれております。そのお蔭で私たちは、快適な日常生活を送ることができていると思います。自然災害のない状況での泊原発は全幅の信頼を置く施設であると考えます。しかし、このたび東北太平洋沖大災害による福島での原発事故が事実としてあったわけですから、大地震・大津波想定値見直し等、これは現在マグニチュード8.2、津波9.8mを泊原発が想定し建設されているということでございましたので、なお一層の安全対策を講じられるよう切望するとともに今後要請してまいります」以上であります。また、「はい」と答えた町村も、「いいえ」と答えた町村も、泊原子力発電所に対し「事故は絶対にあってはならない」との思いは同じであります。今回のアンケートの場合、「安全でない」と回答しておく、町民の皆さんはそれだけで安心したのでしょうか。先の第2回町議会臨時会、4月27日開催での泊原子力発電所関連の質問に対し、「町民の不安を煽るべきでない」と判断した」と答弁いたしました。私が申し上げたかったのは「泊原発が安全でない」とする記事により、多くの町民の皆さんが、これまで以上に不安になることを避けなければならないとの強い思いがあったからであります。

また、それ以外にも私が「はい」と答えた理由はいくつかあります。泊原子力発電所が平成元年に供用開始されてから22年。多少のトラブルの報道はありましたが、今回の福島原子力発電所のような致命的な事故がなかったこと。私自身、泊原子力発電所に大きな不安を感じながら日々の生活を送ってきたわけではなく、現在も同様に生活していること。仁木町は、これから本格的な果樹等農業と連動した観光シーズンを迎える中で、地元の町長が「泊原子力発電所が安全でない」と宣言することは、町として大きなマイナス要因になると考えたこと。私は、原子力発電等についての知識は皆無といっても過言ではありません。泊原子力発電所は、豊富な知識と研究を重ねてきた専門家はもちろんのこと、指導と監視機能を持つ原子力安全委員会等が安全と認定し、推し進めてきた、正に国策でありますから、したがって、私としては「安全」であると信じるしかなかったことなどの理由からであります。

私は、町民の皆さんの身体、生命、財産を守るため、今後におきましても、国、北海道及び北海道電力株式会社に対し、なお一層の安全対策を強く要請してまいる覚悟であります。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）私は新聞報道にありましたとおり、町長が老逐化した原子炉から順番に廃炉にしてほしいと述べたことに対しては同感ではありますが、町長が安全であると信じるしかなかったといわれるのは、私の見解と少し違いがあると感じました。福島の事故が起きて、東京大学の金井教授が述べていますが、危険の想定なくして安全対策は構築できないのであります。こうした大事故が起きて安全神話が崩れ去った今、やはり町長は安全でないと回答して欲しかったです。今、誰もがこの泊原発に対して関心を持ち、原発はやめてほしいという声が仁木町でも圧倒的に多いです。6月7日に常任委員会として、仁木町の議会が泊原発を視察いたしました。そのときに、泊原発の沖合いには巡視船が365日見張っているそうです。これを見たときから、本当に原発とは危険なんだと改めて思いました。それと中を視察いたしまして、使用済みの核燃料棒、これは泊原発では今の福島原発と違って加圧式だから安全だと北電の方では言うておりますけれども、この使用済みの核燃料棒を福島の場合は上の方にありまして、それが爆発して水がなくなってしまうから、循環式で大変なことになったけれども、北電としては加圧式で燃料棒、使用済みの燃料棒は下の方にプールがあって、安全なんだということをごく強調していました。けれども、その使用済みの核燃料棒を何年間保管しておくのですかと言いましたら、5年間水につけておかなければならない。そして、その使用済みの燃料棒を六ヶ所村に本当は運んで、そこでためておくのだけれども、六ヶ所村の方でもなかなか事故が起きて運べない状況だからこのまま泊にそれは置いとかなければならないということをおっしゃっていました。それを聞いて、やはり1号機、2号機、3号機と増やしてきたわけはここにあるのだなというふうにつくづく思いました。この使用済みの燃料棒の中には、やはりウランから燃料を取った後に死の灰が詰っていて、それを始末することができないので、そこにためておくのですけれども、原発を運転したら必ず大量に出てくる死の灰の塊。原発ではウランで作った燃料を3、4年燃やすと、それ以上は燃やさないで取り出します。しかし、一旦燃やした後の核燃料というのは、大量の放射能を絶えず出し続けるため、大変危険な存在なのです。その放射能を広島型原爆に例えてみましょう。原爆が落ちたときに死の灰が周辺に広く降り、これを浴びたら大変だということになりました。この100万kwの原子力発電所だと毎日3kgのウランを消費して、3kgの死の灰を残すそうです。今、この全国で54機ある原発、そこに大量にこの使用済みの燃料があるのでありますよ。今、アメリカと日本ではモンゴルの大地に大きな穴を掘って、そこに持って行くのだというような発想もありますけれども、この核の残りカスはもう一生地球に残るわけですから私たちはやめなければ、原発から自然エネルギーに序々に変えていかなければならないのだなということが、つくづく思いました。

た。私は5月17日に、共産党の道会議員は1人になったのですけれども、道議会の方に高橋はるみ知事に緊急の申し出を行いました。道として、安全検証委員会を作り泊原発の安全確保対策を確立すること。北電が泊原発1号機の発電再開を予定していることについて、認めないという立場を表明すること。泊1号機と2号機について、その施設の老逐化、経年劣化を総点検させること。このことを申し入れてまいりました。知事の方で許可すると、今、定期点検に入っている1号機が、本来は7月に再稼動する予定です。けれども、今、その配管に傷が付いて、1か月、この再稼動が伸びたと言っておりますけれども、やはり今、福島を検証がちゃんと国の方でなされなければ、安全だとは確認できないのではないのでしょうか。それと、5月27日に北電の本社の方に、泊原発3号機のプルサーマル運転の中止を申し入れることで行ってまいりました。北電の方では肅々と、このプルサーマルを3号機に使うということを言っておりました。私たちは何の福島の反省点もないのではないかと。福島でも3号機がプルサーマルで稼動しています。けれども今、ヨウ素やセシウムのほかにストロンチウムなど、たくさんの灰が見つかっておりますから、これは本当にプルサーマルが安全なのかどうか、検証しなければプルサーマルを受け入れることはできないのではないのでしょうか。今、フランスにもう発注したから、北電の方ではこれを引き取らなければならないと言っていますが、これほど世界中を騒がした日本で、このプルサーマルの検証もしないで受け入れるとういうことは、仁木町にとっても風評被害になることは確実です。今、原発の事故が泊で起こっていないにも関わらず、余市の浜では小女子がもう3割方安値になっているということを聞きました。やはり、この安全を確認してから1号機を動かすことやプルサーマルを導入することを、これを検討しなければ、仁木町の風評被害も免れないと思います。ぜひとも町長には、この1号機の安全性を確認してからの稼動、それとプルサーマルは中止してほしいことを国や道に申し入れてほしいと思います。加圧式は北電が安全だと言いましたけれども、今、加圧式になると配管がたくさん出てくるんですよ、加圧式にするために。それで、あそこの活断層が海にあるということはずっと言ってきたわけですけども、北電は今まで認めてきませんでした。けれども、今回、この活断層があるということを北電も認めております。やはり津波だけじゃなくて、津波の対策は本当にしっかりと水がなくなった場合、それを動かす対策は取られていましたけれども、地震が起きた場合、その配管がどういうふうに耐えられるのか、そこまでちゃんと検証しなければならないと思います。また、北海道の場合、雪が多いですから、それに対する安全対策も考える必要があると思います。ぜひこういうことを国や道に訴えて欲しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）原子力発電に関することについてはですね、今、上村議員がいろいろおっしゃっていましたが、私もまさにそのとおりだと思います。とにかく事故があつてはならないわけでありますから。事故がありますと、例えば仁木のさくらんぼとか、らいでんスイカだとか、そういう風評では終わりません。北海道のものはすべて悪いというふうなことになるわけでありますから、私は先輩たちが日本に54機の原子力発電所を設置したという事実がありますから、しかしながら、現実にはこれだけ優れた日本の技術においても事故があつたときには、止めようもない、そういう悲惨な状況であるということは誰もが十分認識したわけでありますから、いろんな形の中で、やはり生命財産を守るためにですね、鋭意努力していくというのが私の使命でもあり、議員の皆さんにもまたいろいろと支援をしていただきながら、同じ歩調で進めていくことが大変重要であると思っております。私は4月11日、4月の初期の段階で答えておりますが、あれからもう2か月も経過いたしました。だんだん国の対応ですとか、東電の対応ですとか、いろんなことが報道されてくるにつれて、私どもは国の言うことだとか、電力会社の言うこと、これだけをただ信じて果たして良いのだろうかという、そういう思いもきちん

と、最近そのように疑うことも十分必要だというふうにも思っております。ただ、考えなければならないのは、私たちが家庭で使う電気とかのことだけを論じていて、それで節約すれば良いということではなくて、例えば医療機関、手術している最中に電気が切れた。製造業が工場でいろいろ製造している最中に電気が切れたことによってですね、大変なことになるということも想定されますので、今おっしゃっているように、自然エネルギーが本当に進歩発展すればですね、その方向に切り替え、1日も早く切り替えていただきたいという思いは強くありますけれども、現状、北海道の約4割を担っているこの原子力発電所をいきなり止めることが本当に道民にとって良いことかどうかということも、やはり対極的な目で私としては見ていかなければならないという立場にもあるのかなというふうには思っており、ただ思いは上村議員と私は同じ思いでありますので、プルサーマルにつきましても、これらについてはこれからも十分監視した中で、私は取り組んでいきたいと思っております。ただ、最後に言いますが、これらについてもですね、いわゆる国策としてこれを受けて北海道、北海道電力株式会社を受けてきましたから、一町村で、また、1市19か町村のこの北後志だけで取組んで、果たして今の政策が変わるかどうかということ、非常に厳しいものがあると思っておりますが、私としては今言ったように小さな声がいずれ大きな声に繋がるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）私は今、町長が3月の議会ですぐに9か町村に訴えて、安全対策を進めていくと言って、それらの報道に関してはすごく力強く感じておりました。ぜひ後志のリーダーとして、この防災計画4か町村だけというのは、本当に今の30km圏内にいる仁木町といたしましては、ぜひこれ30kmまで防災計画を広げるように国に定めていただきたい。これは10kmというのは国で変えなければ30kmになりませんので、ぜひ後志の町村会の人たちと一緒に、この30km圏内での防災計画を立てて、町民に安心を与えていただきたいと思っております。それをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）おっしゃるとおり、国の方の定めは10km圏内ということで、原子力災害のあったときのマニュアルが載せられております。私はその国で定めた、また、北海道が中心となって岩宇4町村で定めた北海道の原子力防災計画を見てですね、愕然としたためにこれは大変だと、仁木町はどこからも指示が来ない、指令が来ない。なおかつ逃げる所も何にも書いてない、そういうことで本当に良いのだろうか。しかしながら、他の20km圏の9か町村も作っておりません。これは作らなくても良いということになっているから作っていないんです。既に10km圏外にも避難基準が必要だということで、例えば他の県なんかではどんどん県として打ち出しておりますので、私は高橋はるみ知事にも後志総合振興局が中心となって、私どもにマニュアルまた調査研究をしてですね、早期に、例えば仁木町は札幌のどこの方の一時的に避難しなさい。帯広に避難しなさいというような、そういう具体的なマニュアル的なものを1日も早く作りたいと思っております。新聞報道によりますと、知事は常に前向きな発言はしてくれてはいるのですが、あくまでも岩宇4町村を捉えて話しているようであります。20km圏、30km圏のことについては、国の方針を変えない限り、道としても口を挟めないということではありますが、これについては、口を挟んでもらうように要望してもらうように取り組んでいかなければ、私としては声をいち早く上げたつもりではありますが、なかなか一步一步前に進んで行っていないというのが現実であります。ですから今、後志の総合開発期成会の方でも上京して要望はする予定になっておりますけれども、その辺については重点的にやはり力強く要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山下敏二）11時まで、暫時休憩を取ります。

**休 憩 午前10時43分**

---

**再 開 午前11時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7、『一般質問』の議事を続けます。

『ソーラーシステムの導入に向けて』、以上1件について、林議員の発言を許します。林君。

○2番（林 正一）3月11日に発生した東日本大震災では、地震と津波により多くの方々が犠牲になり、約3か月が経過した今なお、数多くの方の行方がわからないままとなっております。被災された皆様に心から哀悼の意を表します。今回の大震災では、地震と津波による被害だけではなく、東京電力福島第一原子力発電所の重大な事故は未だに終息の目処は立っていない現状にあります。安全だと言われていた原子力発電の安全神話が崩壊し、将来に向けてのエネルギー政策を再考する時期にきているのではないかと考えます。今、世界の国々でソーラーシステム・太陽光発電がクローズアップされています。本町においても、町営住宅や各公共施設などにソーラーシステムを導入する考えはないのかお伺いし、再質問を留保して終わります。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）「ソーラーシステムの導入に向けて」と題しての「町営住宅や各公共施設などに導入する考えは」についての質問にお答えいたします。この度の東日本大震災により、原子力発電所の機能が失われ、電力の供給が難しくなり日本経済を揺るがす事態となっていることから、改めて自然エネルギーの活用の必要性を感じているところであります。自然エネルギー活用の代表である太陽光発電・ソーラーシステムにつきましては、一般的には導入時の初期費用が高額となりますが、施工技術の向上や保守経費の低廉化が図られてきていることから、世界的に需要が拡大している状況となっております。また、環境面では温室効果ガス排出量を削減できるなどの長を有しております。しかしながら、ソーラーシステムは夜間での発電はできず、昼間においても天候や気温により発電量が大きく変動するため、安定的な供給において未だ課題が残っており、さらに本町は豪雪地域であるため冬期間はソーラーパネルに雪が積もり、十分な発電量の確保ができないものと考えております。このことから町営住宅及び各公共施設への導入を行っていないのが現状であります。今後につきましては、将来的なソーラーシステムの改良・普及を見極めつつ、町営住宅及び各公共施設の電力確保の可能性について、調査・研究を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）林君。

○2番（林 正一）ソーラーシステム発電に関する資料の配布をしたいと思います。よろしいですか。

○議長（山下敏二）只今、林君から一般質問に関わり、資料を提出したいと申し出がありました。

一般質問に関連するものとして、これを許します。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時04分**

---

**再 開 午前11時06分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

一般質問を続行します。林君。

○2番（林 正一）只今配布したものはですね、約今から30年ほど前、日本で太陽博というのがありまして、香川県三豊市仁尾町というところで、仁木の議員の方が視察研修に行っております。その時に見てきました、その一部のものでございます。仁尾太陽熱発電所局面集光方式平面鏡という鏡であります。その横に写っている人物は気にしなくてもいいです。そのころからソーラーシステムというのは言われておりました。行って来た議員は私の父も入っていましたが亡くなりましたので、亡くなる前には良いものだとしか言わなかったもんですから、私その後、平成3年第4回定例会、20年前ですね、議員になりましたときに、まったく今日と同じ一般質問でございます。そのときに藤田前町長から答弁をいただいております。これから技術がもっと進んでいくので、町営住宅、または、公共施設の建設にあたっては、今後は調査・検討が必要ではないかと思っておりますということであります。只今、三浦町長から答弁いただきました最後の方の部分でございますが、町営住宅及び各公共施設の電力確保の可能性について、調査・研究を重ねてまいりたいと思っております。と考えておりますということいただきまして、先程も何かありまして、検討、検討と何回も言う、再検討しないのかというわけではなくて、私は、こういう施設でだめであれば、例えば、職員が自分で住居を建てるときは何かする、どうかその補助でもするとか、そういうことも考えたり、それから、学校の各校長、教頭住宅を建てるときには、まずそういうものをこうしてみると、いいということがわかるのではないかとということでございます。まず、そのそういうことをソーラーシステムをやってみるということに、やっていただけないかということをお聞きしたいということでございます。私も先程から、前の質問者とだぶるところがありますので、あれしますけれども、4月ですか、町長が新聞に載っておりますけれども、いろいろございまして、そういうことがあったもんですから、我々議員とかそれから理事者側の関係の職員とで北海道電力株式会社泊発電所に視察に行っていました。そこで、東日本大震災による原子力事故を踏まえて、泊発電所の安全に対するという、ちょっとお聞きして、それから3号機ですか、それをちょっと見学してまいりましたけれども、何か国とかその基準では津波では9.8と、それから地震ではマグニチュード8.2と、安全だということでございますけれども、何といたしても想定できない、想定外。万に一つ、万が一と言って、万に一つ、そういうことがありましたので、これはもう絶対ということはありませんので、このぜひソーラーシステムというのを考えていただきたいということで、そのこれから、その検討とするという意味じゃなくて、そのやっただけなのか、いただけないのかということですね。また、その北電に聞いて帰りにちょっと聞いてお聞きしたんですけども、10年ほど前から京極の双葉ダムの上にダム、世界で2番目というか、そのダムを造っております、それが平成26年の10月が完成予定、その頃だと聞いております。ソーラーシステムにしないのかということをお聞いたんですけども、その時はちょっと聞こえなかったもんで、小さい声で私も言ったもんですから、いつもなら大きい声なんですけども、それで聞いていませんでしたので、今度、後でまたもう一回聞きたいと思っておりますけども、一応仁木町でですね、仁木町が町長がやっぱり後志の代表というか、そういうことで、泊の方も行っていただいたので、ソーラーシステム、何とかソーラーシステム、またいろいろだめであれば風力でもよろしいですけども、そういう考えをひとつお聞きしたいと思っております。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）只今、林議員の方からお配りいただきました資料の関係であります。これは、私どもインターネットで引いた資料と一致していたもんですから、この資料を基にちょっとお話をさせていただきますが、これはサンシャイン計画ということでですね、1974年、昭和49年7月に発足した日本の新エネルギー技術研究開発についての長期計画だということで、これは載っております。香川県仁尾町。しかしながら、この平面の鏡についてはですね、研究の結果、出力が計画値を大幅に下回ったために、結局は廃棄されたと。その大きな要因と

して何があるかと言いますと、降水量が少ないためミラーの埃が落ちず、結局曇ってですね、出力が低下したとする説があるということで、この鏡の研究結果はですね、残念ながら不調に終わったということではありますが、林議員のおっしゃる意味は私十分わかります。原子力発電とかそういった危険なものに頼らないで、やはり自然エネルギーをどんどん活用した方が良いんじゃないかと。特に、町として公共施設、一気に公営住宅とか体育館とか、そういったものにはなりませんけれども、職員住宅とか教員住宅だとか、そういったときには取り組んではどうでしょうかということでもあります。それで、今朝の新聞とか昨日の新聞とか見ますと、あの有名な通信大手のソフトバンクがですね、道内にメガソーラーを大規模で行いたいということではありますが、ただ選んだ場所が苫小牧の東部地域とか、それから帯広中心として日照条件の良いところと。やはり企業として経営するためにはですね、それなりに立地を考えたときには、豪雪地帯の方になかなか作ってくれないという、この実態があるわけでもあります。また新聞によりますと、各家庭に付けると電力を10使うとしたらソーラーを付けても、現実には1割くらいにしかならないんじゃないかと。それは私がさっき答弁したようにですね、夜の時間が長いということでもあります。それで、1戸あたりはだいたい150万から200万と。ですから北海道でなかなか普及しない要因としてはですね、豪雪、冬、それと天候の悪い時期が多いことかいろいろな要因はあると思いますが、そうは言いつつも林議員おっしゃるように、平成3年に今から20年前に同じ質問をしております、先程、町の方の答弁としても、先程林議員がおっしゃったような中身であります。あれから20年経っても、あまり普及しないということは、それなりにやはり何かしら普及できない要因があるのかなと思っております、建設のときに150万、200万かけた、その建設費が20年、25年経って電気代として償還することも、本州の方では可能だけでも、こちらではなかなか難しいというテレビ報道もありましたので、私としては何とかこういう思いを、成就するために前向きに、これからも捉えて、このソーラーシステムというものを、前向きに捉えていきたいという気持ちはあるものの、じゃあ町長お前の代で本当に取り組むのかと言われてみると、現実にはちょっと難しいと。私の限られた任期はあと2年でございますので、2年のうち住宅を建てて太陽光を設置するということは、ここでは断言できない状況にあるということをご理解賜りたいと思います。

○議長（山下敏二）林君。

○2番（林 正一）わかりましたけれども、また再度言いますけども、火力発電と言いましても、やっぱり石炭、石油というのも、これはもう限られています。そして、やっぱり公害だということで、世界でも騒がれております。そして、また、こういう原発の事故がありましたんで、これからは自然エネルギーだと。何とかその部分だけでも使えないか、ソーラーシステムをですよ。それがなければ風力、風力も今までのプロペラのようなやつであれば何か折れたりしてあれだと、棒状の何かあるそうですね。それも私は調べておりませんけれども、どんどんこれから良いのが出るということでございますので、そんな任期だってまだまだこれからやっていただかなければならないものを、2年ですからではなくて、どんどんいろいろ考えてですね、そして研究と言ってますから、検討、研究していただいて、早く、いち早く後志の、また、北海道のリーダーとして先にやってほしいと思います。それに何か答弁があれば。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）林議員の思いというのはですね、20年前も今も変わっていない。そして、今後に向けて、自然エネルギーをどんどん活用すべきだという意見には、私は賛同しているところでございます。ただ、先程から言っているとおり、公共施設にじゃあ今すぐやるのか、やらないのかということになると、今ここでは。しかしながら、将来にわたっては、絶対にこういう方向になるということだけは、この場で断言できると思います。ま

た、北海道電力も原子力発電所はもうやらないと。液化天然ガスに切り替えて発電をすると北電の社長さんも明言しておりますから、3号機で北海道の場合には廃炉になって終わりかなといふふうに思っておりますし、液化天然ガス、さらには京極町で行っておりますダムも、あれも電気を使わなければ水を夜の電気を利用して上のダムに上げて、それを落として電気を発電すると。それですから、結局は原子力発電だとか、そういう大きな電気がなければあの施設もですね、現実には動かないのかなと思っておりますが。ただ、聞いておりましたら、あれはあくまでも原子力発電が将来にわたって使わなくなったときには、そういった施設を大いに活用するという施設だと聞いております。ちょっと話が反れましたけども、太陽光のソーラーシステム、これらについては、近い将来、必ずや普及してくるものと信じているところでございます。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

○2番（林 正一）以上です。ご清聴感謝します。

○議長（山下敏二）以上で『一般質問』を終わります。

## 日程第8 議案第1号

### 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第8、議案第1号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

税条例の一部改正につきましては、土井ほけん課長より詳細の説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）議案第1号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明いたします。

最初に、改正の趣旨を説明いたします。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する制令、平成23年法律第44号が平成23年3月30日に交付されたことに伴い、本町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行うものであり、また、この改正に合わせ保険税率等の改正を行い、適正な税率、税額に改正するものであります。改正の主な内容につきまして申し上げます。

1点目といたしまして、国民健康保険税の基礎課税額、これは医療分保険税ですが、この課税限度額を現行47万円から4万円引き上げ、51万に。後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行12万円から2万円引き上げ、14万に。介護納付金課税額にかかる課税限度額を現行9万円から3万円引き上げ、12万円にそれぞれ改正するものであります。

2点目といたしまして、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を現行の2.5/100から0.1/100引き下げ、2.4/100に。均等割額を1人について現行3000円から2000円引き上げ5000円に。平等割額で特定世帯以外の世帯、現行の7000円から500円引き下げ、6500円に。特定世帯、現行3500円から250円引き下げ、3250円にそれぞれ改正するものであります。

3点目といたしまして、介護納付金につきまして、所得割額を現行2.7/100から1.3/100に引き下げ、1.4/100に。資産割額を現行16/100から7/100引き下げ、9/100に。均等割額を1人について現行9500円から1000円引き下げ8500円に。平等割額を現行5500円から500円引き下げ、5000円に。それぞれ改正するものであります。

4点目といたしましては、国民健康保険税減額においても7割、5割、2割の軽減について、それぞれ所要の改正を行うものであります。以上が改正の内容であります。

それでは、新旧対照表1ページをお開き願います。1ページです。第2条の改正につきまして、第2項で基礎課税額の課税限度額を現行47万円から51万円に。第3項で後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行12万円から14万円に。第4項で介護納付金課税額の課税限度額を現行の9万円から12万円に引き上げるものであります。

続きまして2ページ目です。第6条の改正につきまして、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を現行の2.5/100から2.4/100に引き下げるものであります。第7条の2の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1人について、現行3000円から5000円に引き上げるものであります。第7条の3の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の平等割額で、特定世帯以外の世帯、現行7000円を6500円に。特定世帯、現行3500円を3250円に引き下げるものであります。第8条の改正につきましては、介護納付金の所得割額、現行2.7/100から1.4/100に引き下げるものであります。第9条の改正につきましては、介護納付金の資産割額、現行16/100から9/100に引き下げるものであります。第9条の2の改正につきましては、介護納付金の均等割額1人について、現行9500円から8500円に引き下げるものであります。第9条の3の改正につきましては、介護納付金の平等割額1世帯について、現行5500円から5000円に引き下げるものであります。20ページ目の下段から3ページであります。第23条の第1項の改正につきましては、第2条と同様、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ51万円、14万円、12万円に引き上げるものであります。同項第1号から第3号の改正につきましては、7割、5割、2割軽減の改正であり、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の均等割、平等割を改正することに伴い、減額する額の改正でございます。第1号.ウの改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1人について、現行2100円から3500円に。第1号.エ.(イ)では、平等割額で特定世帯以外の世帯、現行4900円を4550円に。特定世帯、現行2450円を2275円に。第1号.オでは、介護納付金課税額の均等割額を1人について、現行6550円を5950円に。第1号.カでは、平等割額、現行3850円を3500円にそれぞれ定めるものであります。

4ページ目です。第2号.ウの改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1人について、現行1500円から2500円に。第2号.エ.(ア)(イ)では、平等割額で特定世帯以外の世帯、現行3500円を3250円に。特定世帯、現行1750円を1625円に。第2号.オでは、介護納付金課税額の均等割額を1人について、現行4750円を4250円に。第2号.カでは、平等割額、現行2750円を2500円にそれぞれ定めるものでございます。

5ページ目です。第2号.ウの改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1人について、現行1500円から2500円に。第2号.エ.(ア)(イ)では、平等割額で特定世帯外の世帯、現行3500円を3250円に。特定世帯、現行1750円を1625円に。第2号.オでは、介護納付金課税額の均等割額を1人について、現行4750円を4250円に。第2号.カでは、平等割額、現行2750円を2500円にそれぞれ定めるものでございます。5ページ目です。第3号.ウの改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1人について、現行600円から1000円に。第3号.エ.(ア)(イ)では、平等割額で特定世帯以外の世帯、現行1400円を1300円に。特定世帯、現行700円を650円に。第3号.オでは、介護納付金課税額の均等割額を1人について、現行1900円を1700円に。第3号.カでは、平等割額、現行1100円を1000円にそれぞれ定めるものでございます。

5ページの下段は附則の定めであります。附則、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。適用区分でございます。2. 改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。上村君。

○4番（上村智恵子）4番、上村。この間貰った資料で、介護分が限度額を除いて引き下げに、かなりなっておりますけれども、65歳以上の介護保険料というのは、それは変わらないのでしょうか、国保だけで。そここのところをお聞きします。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）介護保険料の方は変更ありません。国保税に関する部分でございます。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。木田君。

○6番（木田紘一）6番、木田です。只今、課長の方からご説明いただいたんですけども、上がる方ですね。今回大幅に値上げされるわけなんで、国保の関係で。値上げされるわけなんですけども、この大幅に、例えば47万から51万ですか、該当になる世帯数というのはどの程度あるのか、また、それによって町の保険税の収入額はどの程度プラスになるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）只今の医療分の質問だと思いますけども、世帯数についてですね、はっきり把握はしてございません。限度額を引き上げたことによって、限度額まで行く世帯については9世帯減るところとです。あと、税額総体で医療分につきましては224万6000円増額になるというところでございます。以上です。

○議長（山下敏二）木田君。

○6番（木田紘一）何かちょっと説明あまりピンとこないんですけども、総体の値上がり分の収入が224万という説明なんだけども、じゃあ世帯数わからないでこの金額はどのように算定したのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）木田議員のご質問にお答えさせていただきます。委員会の方で資料等配布させていただいてございますけども、世帯数につきましてはですね、今言われている部分で、限度額の部分は、例えば今まで47万だった人が、国保で言いますと、医療分で言いますと51万になったことによって、何世帯その3万上がったことによって世帯が増えたかという部分はですね、何世帯になるのかというのはおさえております。それは51世帯。今、土井課長が言ったとおりです。後期分ですね、今回大幅に所得割を下げたり、資産割、均等割を改正案ということで値上げをしたいということで出してますけども、この部分につきましては、限度額を2万上げたことによりまして49世帯がおります。介護分につきましては、今回9万から他の資産割、均等割は値下げをいたしましたけども、限度額の部分で3万円一応値上げする改正案でございますので、それにつきましては、13世帯が該当してくるという部分でございます。ただ、その中に限度額までいかない各世帯がおられます。それにつきましては、個々の、例えば、世帯主が65歳で妻65歳で2人構成とか、いろんな試算はしてございますが、その今言った2人構成の世帯ですと年税額では国保、後期医療全部合わせてですけども、合計で1570円減額になる世帯もおられます。そういう世帯もおられますので、その世帯構成によって変わってくる部分でございます。世帯構成で変

わってくるんですが、その世帯に対して老人夫婦世帯、何世帯かという部分は計算上は出てこない。出していないという部分でご理解をいただきたいと思います。それで、先程医療分では年税額が全体として改正することによって224万6000円上がります。これは限度額の改正等に伴うもの。あと、それから23年度資産割、資産の所得に応じてまた所得割が、所得があれば増えてくるという考えであります。224万6000円増額と、後期分につきましては、資産割、均等割とも値上げをする予定でございますので214万8000円、年税としては増えます。介護分につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割これは40歳から64歳のからの部分ですけども、これは値下げをする予定でございますので、その分では303万1000円が減額となります。この医療分、後期分、介護分3つ合わせますと、全体では国民健康保険税としては136万3000円。23年度では改正することによって増額になるという部分でございます。町といたしましては、国民健康保険税の増額という部分をまず行わない。全体のまず金額を上げないという部分で試算を行いました。ただし、限度額は国で決めている部分でございますので、その部分は国の分に基づいて上げさせていただきたい。いろいろ指標、計算方法はたくさんありますが、あくまでも今の国保会計を赤字になってございませぬので、現状の22年度までの部分での税率を基にしてやってきて今回改正しますが、全体としてはお金が上がらない、現状の国保税並みに抑えるということで、今回の改正案を提出しているものでございます。そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（山下敏二）木田君。

○6番（木田紘一）今、副町長の説明でご理解するし、私もおそらくそういう計算だろうなと思ってはいたんですけど、今までうちの町はこの国保とかいろんな医療税の関係、値上げしないでずっとやってきたんですけども、今回、こういう値上げして町民のみなさんのご理解を得なければならぬという状況の中で、ちょっと言いづらいんですけども、どうして今上げなければならぬのかと。どうして今までやらなかったのかと、その辺の中身もちょっと教えていただければ、町民の方々も納得してご協力をいただけるんでないかという思いがありますので、できればこの場でもう少し詳しく経過等について、ご説明をいただければと。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）只今、今までの経過についてのご説明を求められたわけでございますけども、昨年も限度額の引き上げが国の方から求められました。それで仁木町全体としては、税はギリギリ足りていたと。ただし、バランスが悪かったと。医療分はちょつきりというか、ちょうどよかったんですけど、後期分と介護分は非常に多く貰っていたという部分であります。バランスは悪かったんでありますけども、税は一応黒字であったという経過がありまして、昨年引き上げなかったという部分でございます。ただし、今回再度2年続けて限度額の引き上げがあったという部分でありまして、今回、例えば医療分であれば、47万円が51万円と、4万円も上がるという部分でありまして、じゃあ今回見送ったら次回ですね、もっと大幅な引き上げになるという部分でありまして、今回、国の地方税法の施行令のとおりですね、引き上げすると。ただし、税率はバランスのとれたものに改正するといったような方針で、今回提案させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（山下敏二）よろしいですね。他に、質疑ありませんか。水田君。

○1番（水田 正）1番、水田です。それではですね、今いろいろとご説明いただいてですね、非常に中身については、よくわかりましたけれども。後志広域連合の金なんですけども、その関係で、例えば介護とか国保は事務的なものは広域連合の方に移っているわけですね。ただ、私は全体的に見て、これは国の改正である程度は上げざるを得ないだろうけども、実際に後志広域連合の整合性とか、今後一体化になって行く中で、仁木のアンバランス的なものが、今後どういうふうになっていかれるのか。当然、国保と介護というのは、できるだけ一

本化に向けてという検討をされているわけですが、そういった場合について、どういう対応を今後やられていけるような方向になるのか、その辺わかりましたらちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（山下敏二）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）国保税の課税につきましては、現在のところ各町村で行うということでございますので、各町村の税率でそれぞれ課税されているという部分でございます。介護保険につきましては、来年度から統一したのになると、これは国の定めでありまして、統一しなければならない部分でございますけれども、現在のところ国保税につきましては、各町村それぞれで課税というところでございます。以上です。

○議長（山下敏二）水田君。

○1番（水田 正）言うことはちょっとわかるんですけども、私、広域連合の関係で今言われたように、全部国の基準、国の基準というような形で、結局処理されるということになれば、実際そういうその今回広域連合なら連合の中で、一応いろいろ検討していると思うんですよ。それぞれのアンケートも出されて、そういう集計をされて、どういうふうな形になっていくかということを検討して、今年度出すというようなことを言われておりますけれども、実際にそういうものであれば、すべて今言うように国の基準に充当して行くということであれば、実際広域連合の方向付けとか、仁木町が今こういうことで、改正をされて町民に周知していきながら、またそちらの方で来年度になって、大幅に変更されたら、それをまた今回、当然改正ということになると思うんですよ、その辺の動きというのは、実際的にないのかあるのか、その辺どうなんですか。そこら辺わかりましたら、ちょっとわかっている範囲でよろしいですけども、実際、この介護保険というのは、実際に今現在ではぜんぜん違いますよね。したけども、結局、町村の負担金だって違うということだと思うんです。例えば個人の介護保険でも全然違うと思うんですよ。それが来年度、再来年度に向けて一本化になると、実際仁木はどういうふうになっていくのかと。私は現在あまり安いほうでないんで、それが実際安くなるのか、高くなるのか、そういった見通し的なものはあるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）まず、後志広域連合の部分でございますけれども、まずその中で国保の部分でございます。国保につきましてはですね、頭の中で釈迦に説法かもしれませんが、うちの方の国保会計というのは、まず0歳から74歳だというふうにおさえて、その中に医療分というのが0歳から74歳の方だと思っていただいて、負担をいただいていると、町民に。介護度というのはですね、65歳以上の1号被保、要するに後志広域連合でやってくる介護の会計とはまた別な部分だとおさえてください。あくまでも、国保会計で出してるのは、40歳から64歳までの2号被保険者が負担しなければならない保険料ということです。それは、全体の介護のお金があるとしますと、それを1割負担、本人しますから除いて、残り9割ですけども、9割を100%とするとですね、1号被保険者65歳以上の方が25%負担すると。かかる費用の総体の。2号被保が40歳から64歳ですが、それが25%負担すると。50負担する。残りの50は国と道と町村が負担するという仕組みになっています。介護保険制度では、今言っているのが、こちらの方、1号被保は介護保険料として別にはじかれております。ここでいう国保の中には、2号被保、40歳から64歳までが負担しなければならない部分の計算で、これは、支払基金の方に町が納付することになります。ですから、後志広域連合でやっている部分と、これまた別なんです、介護保険支援、介護保険の支援分だったかな。違う名目であるんです。そういう部分でこれ出している部分でございます。ですから、25%で1号被保が50持つうちの30を、1号被保は50%負担のうち30%持ってます。負担してます。1号が20になりました。65歳以上が20%負担です。40歳から64歳で持つのが30%負担です。それで、その負担は全国で計算し

てきますので、2号被保の方は何ぼ払いなさいと来るんです。人口に応じて計算されてきますので、その額が出てくるから、その額に応じた形での計算を町の国保医療がやるんです。仁木町としては何人の40歳から64歳の方がいるかと。それを介護につきましては、3年間で毎回改正になりますので、3年間で支払っていくということになっています。ですから、後志広域連合とはちょっと離れた部分で、国保会計は考えていただければと。介護保険については考えていただければと思います。後期、書いてある部分もですね、後期高齢者の広域連合がごさいます。そこに払うお金でございます。それもちゃんと1号、2号、3号すべて負担割合が決まっております。後期につきましてはですね、これも国が何ぼ、今ちょっと率わかりません、道が何ぼ、要するに被保険者がかかる費用の何割を負担する、国が何割負担するという部分の率が決まっております。それで計算をしてきて、この国保、後期高齢者の3年分でございますので、3年にかかる全体の費用を見込みまして、それにかかる費用の負担割合を乗じて、この税率が決まってくると。それで、仁木町としては、そうしたら人口が何人いるんで、そのお金を払うためには、いくらのお金をいただければならないという部分で決定してございます。それで、介護保険につきましては、後志広域連合でやっている介護保険は65歳以上の部分でございますので、65歳以上の方が払う保険料をもって、介護の会計を運営しているということでございます。65歳はかかる費用の20%負担です。介護保険は毎年3年に見直しますので、今年が見直し年で、24年からまた新たな介護保険料となってきたときに、その介護保険を全国で見直すわけですから、全国でまた新たな介護保険に対してどれだけの需要があるのか。要するに支払いをしていかなければならないのか。その見込みに対していくらのお金を町は決めなさい。そして、こういう国保の中でも40歳から64歳の方がいますので、その分のお金を決めなさいと決まってきます。仕組みはそういう部分です。ですから、医療分だけは、国民健康保険税の中の医療分だけは、町の住民の体制の医療のかかっている状況によって、それは町で決めますけども、後期と介護につきましては、全国的な部分で動いておりますので、それに従って納めていくと。それがこの国民健康保険税の中に入ってくるということです。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それで、後志広域連合の方に話し移りますと、あくまでも国保会計で納めておりますが、一旦そこに納めて、それから各支払金ですとか、国民健康連絡協議会に行くとか、いろんなところに出る仕組みになってございます。ですから、決められたものを出さざるを得ないということでございます。介護保険はさっき言ったとおりに、23年度、今年見直しを行いますので、また24年度は新たな税率になると思っております。それで、65歳以上の方は、只今うちでいきますと介護は65歳以上の方、住民税非課税で月額額は4459円という部分で今決まっております。仁木町の場合は、65歳以上の方は、それに基づいて皆さんに65歳以上の方にお支払いいただいていると。年金で差し引いたり、普通徴収、現金で納入していただくことになります。これが仁木町でいきますと、一番最初平成12年当時は3507円でした。それで、3年間同じ数字で15年からは3292円。それから18年から20年までは2966円。これは基金があったから、この額下がった部分ございまして、現在は月額4459円となっております。4459円かける12か月かける課税の場合、非課税とかいろいろありまして、5割軽減、2割5分軽減、あるいは所得の多い方は2割5分増し、5割増しと規定がございます。それぞれによって変わってきますけども、普通の方は月額4459円いただいていると。かける12か月ということで。これが後志広域連合で来年決めてくわけですが、町村もまだ賦課と言いますか、料をきめることになってございますので、話し合って24、25、26は3年間、まだ、ばらばらの後志広域連合の税率になさうです。ただし、その24、25、26の間で統一しなければならないので、27年度の計画からは後志全体が一本化になります。ひとつの税率、保険料率になります。24、25、26はまだ各町村ばらばらで動くという方向で動いております。それは、各町村がそれぞれまだ基金を持っておりますので、各町村の基金、

貯金がありますので、その使い道によっていろいろ変わってくると思うんです。それを24、25、26、3年間で消そうと今していますので、0にしようと。そして、27から一本化の保険料で行こうという部分で今動いている。そういう状況でございます。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありますか。葛間君。

○5番（葛間 徹）5番、葛間。いろいろと説明を受けました。それで課長の説明がですね、前年度ですか、黒字であったから上げないと。こういう話の説明だったと理解しているわけです。上げないことが一番良いわけですが、やっぱり穴が開けばですね、一般会計から現状では持ち出していることで、それは避けざるを得ないということですが、実際には上げるのがですね、一挙に4万円上げるのか1万円づつ上げてくのが良いのかということになると、これやっぱり一挙に上がる方が大変だと思うんですよ。ですから、これはですね、今話を聞いていて、それもひとつの町の方の方針でやっているのかわかりませんが、町民からすれば上げるものは3年しても同じ額であれば、やっぱり1年、1年上げていった方が良いわけです。だから、これからはそういうことについては、きちんとしてほしいなと考えておりますけども、その辺についてどう考えているのか。それから、広域連合の関係で、今、説明したからだいたいわかるんですけども、それぞれの料金ということで、僕はその27年ですか、今、副町長から説明あって、統一されて行くというような話をしていますけども。実際に私はですね、その話は聞いていましたけども、広域連合できてまだ日が浅いですから、それぞれのあれがあるんですけども、その料金は料金としてもですね、それは別としての当然16町村が、同じ保険料でやっていくというのが本来の姿だろうと思って、それは27年ということは、今説明受けていますけども、料金は別としても、本来は新しい発足時代から持ってるものはそれぞれ別なところで使えばいいわけですよ。だから、はっきり言うと私の考えでは、やっぱり16町村が例えば51万なのか、57万なのかかわかりませんが、そういう形でやっていくということをやらないと、27年になってですね、統一できるのかどうかと、今までの考え方からすると、できるんだろうと思いますけども、なかなか無理があるのかなというふうにも考えますけども、その辺が27年度で今の16町村がきちんとした形でできるのか、その辺の見通しについて説明いただきたいと思います。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）後志広域連合の部分の前に、1年、1年値上げした方がよろしいのではないかというご意見もいただきましたが、今回は限度額の改正に伴っての国保税の改正ということでございます。限度額、要するに所得の多い人は資産割あるいは所得割、資産割等が多くなってまいります。そういう所得の多い人に限った部分での限度額の改正でございましたので、今回は平成22年にその限度額の改正はあったんですが、1年先送りをしてやらせていただいたという部分でございます。限度額の改正のみで税率の改正はなくても良かったという部分でございましたので、1年間先延ばして今年度限度額も再度上がってきましたので、大幅な上がりになりますので、改正をさせていただいたという部分でございますのでご理解をいただきたいと。今後につきましては、国保会計が赤字となりましたら、またそれなりの改正もしていかなければならないと思ってございますが、ある程度皆さんにご負担をかけないような形で町の方としては考えた。ただ、今回にしましては、限度額が2回目の改正になりましたので、上げさせていただいたという部分でございます。

それと、後志広域連合の部分でございますが、介護保険につきましては、27年度から一本化になります。医療分につきましては、なかなか今厳しい状況でございます。医療分ということは国民健康保険税の部分ですね、町でかけている。後志広域連合になりますと税にはなりませんので、国民健康保険料という形になりますが、この辺の統一が、これから議論をまだまだしていかなければならない部分だと思っておりますが、介護保険につま

しては、6年間で統一をなささいという規定がございますので、27年からは完全な統一した形、統一料金というふうになります。以上でございます。

広域連合に関しましても、町として町長はじめ、幹事会あるいは町村長の会議等でいろいろ議論しておりますので、今後とも統一化させる方向で意見は出していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山下敏二）よろしいですね。他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。上村君。

○4番（上村智恵子）国庫負担が半減している中で、国は毎年のように限度額を上げていますが、国保税の金額は、社会保険に比べて家計にとっても厳しいものとなっています。65歳2人で所得540万円の人が、今回で6万円も上がり65万円です。税率のバランスということですが、国は応益応能50、50に近づけ、低所得者にも厳しいものです。この町の今回の改正ですが、引き下げの方もかなりおりますけれども、やはりこういうことは国にも物申していかなければならないかと思っておりますけれども、今回の条例案には反対いたします。

○議長（山下敏二）他に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（山下敏二）起立多数です。

したがって、議案第1号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

昼食のために1時まで、休憩を取ります。

**休 憩 午後 0時01分**

**再 開 午後 1時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

## 日程第9 議案第2号

### 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第9、議案第2号『平成23年度仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは議案の第2号でございます。『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』、平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算補正でございまして、歳入歳出それぞれ1125万3000円を減額いたしまして、予算の総額を33億6611万2000円

とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第2号『平成23年度一般会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から20款、諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1125万3000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を33億6611万2000円とするものでございます。

次に、2ページ歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1125万3000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を33億6611万2000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページ歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金881万5000円の増、その他財源250万円の増、一般財源2256万8000円の減であります。

次に、5ページ歳入でございます。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等補助金につきましては、これは国の平成23年度がん検診事業実施要綱について、今回、大腸がん検診が追加されたことに伴いまして8万6000円を増額するものでございます。歳出で大腸がん検診の事業経費を予算計上しております。

次に、6ページでございます。15款、道支出金、2項、道補助金、4目、労働費補助金、緊急雇用創出事業補助金につきましては、これは平成23年度北海道の緊急雇用創出事業の2次募集分でございます。この事業を活用いたしまして、本町では知的障害者地域活動推進事業、それと高齢者福祉支援対策事業及び観光振興対策調査実践事業、この3事業を追加するものでございまして、552万6000円を増額補正するものでございます。事業の詳細につきましては、歳出で説明いたします。

次に、5目、農林水産業費補助金、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金につきましては、農業者戸別所得補償制度の実施に伴いまして必要となる一般推進活動費や農業者の申請事務活動費について仁木町が補助事業者として受け入れ、新おたる農協管内4市町村、小樽市、積丹町、赤井川村、そして本町で組織した農業再生協議会、これが事業実施主体でございます。ここに交付するものでございます。320万3000円を計上しております。歳出でも同額予算計上しております。

次に、7ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、3736万円を減額いたしまして、補正後を1010万2000円とするものでございます。

次に、8ページでございます。19款、1項、1目、繰越金につきましては、これは平成22年度一般会計の剰余金4460万277円でありましたので、それから平成22年度繰越明許費の一般財源分2494万8000円を引きまして、更に、平成23年度当初予算に計上いたしました500万円を除く1465万2000円を増額補正するものでございます。

次に、9ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入264万円の増額補正につきましては、これは

一般コミュニティ助成金については、宝くじの普及広報事業の一環として実施されておりますコミュニティ助成事業でございまして、仁木町町内連絡協議会より行事用テーブル及び椅子等整備事業総事業費で250万円の交付申請がありまして、後志総合振興局を經由いたしまして、財団法人自治総合センターに進達し、今回交付決定されたものでございます。250万円を計上しております。その下、ケーブルテレビ等移行経費助成金につきましても、これは然別共進地区における地上デジタル放送、テレビ放送の難視聴解消にかかるNHK助成金でございまして、対象世帯数5世帯でございまして、1世帯2万8000円で5世帯分、14万円の計上でございます。

次に、11ページ歳出でございまして、2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましても、これは財源充当の変更でございまして、2目. 交通安全推進費9万4000円の増額補正につきましても、これは5月13日の強風によりまして、「交通安全宣言のまち」などの広告塔、大江生活改善センター前の天井部分のトタンがはがれ、また、消防支署前と銀山ふれあい前についても、ビスの留め直しや留め具の取り付け、更に塗装の直しが必要となりましたので、この修繕を行うものでございます。次に、5目. 企画費264万8000円の増額補正につきましても、これは企業立地助成金については、仁木町企業立地促進条例第5条に基づく北海道名販に対する企業立地助成金でございまして、本町の固定資産税が決定いたしまして、予算に14万8000円の不足が生じたので、これを増額するものでございます。その下のコミュニティ助成金につきましても、歳入で説明いたしましたコミュニティ助成事業でございまして、現在、仁木町町内会連絡協議会ではテーブル、椅子等が未整備であるため、この事業を活用いたしまして、各種行事に不可欠であるこれらの備品を整備するものでございます。会議用テーブル100脚、それと折りたたみチェア223脚など250万円を計上しております。

次に、12ページでございまして、3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費328万7000円の増額補正につきましても、これは地域集会施設尾根内会館と長沢会館の屋根等の補修工事を行うものでございます。尾根内会館でございまして、屋根の錆が目立ち、また雨漏りも発生し屋根全体に痛みが激しいため、今回屋根の葺き替えを行うものでございます。また、トイレの臭気がひどいことから、和式の便器を洋式に取り替え、臭気抜き配管及び換気口ファンを設置する工事など、227万9000円を計上しております。また、長沢会館につきましても、平成6年に屋根の葺き替えを行っておりまして、今回屋根全面塗装を行うものでございます。また、トイレについても和式から洋式に取り替え、更に、手洗機も新しく取り替えるものでございます。10万8000円を計上しております。次に、2目. 老人福祉費10万8000円の増額補正につきましても、8節. 報償費につきましても福祉有償運送等運営協議会の開催が必要となりましたので、開催に伴う委員報酬1万4000円の報償でございまして、9節. 旅費につきましても、これは介護支援専門員更新研修受講でありまして、札幌市までの8日間の交通費1万4000円、その下の需用費につきましても、これは受講に伴うテキスト資料代5000円、それからその下の12節. 役務費は受講料と更新交付手数料など3万4000円の補正でございまして、

次のページに移ります。23節. 償還金利子及び割引料につきましても、平成22年度の老人保健医療給付費交付金確定に伴います、返還金が生じたので4万1000円を補正するものでございます。次に、4目. 心身障害者特別対策費365万4000円の増額補正につきましても、知的障がい者地域活動推進事業委託料については歳入でも説明いたしましたが、平成23年度北海道の緊急雇用創出事業の2次募集分でございまして、この事業を活用して知的障がい者地域活動推進事業を行うものでございます。事業内容につきましても、知的障がい者が日々いきいきと潤いのある生活を送るため、軽農作業や収穫された農産物の加工販売などの地域活動を支援することによりまして、障がい者福祉の向上に資するものでございます。この事業につきましても、銀山学園に委託し事業を行うものでございます。186万4000円を計上しております。その下でございまして、高齢者福祉支援対策事業委託料

につきましても、緊急雇用創出事業の2次募集分でございます。この事業内容につきましては、高齢で知的障がいを持つ者が日々充実した生活を送ることができるよう、日常生活の全般の援助や支援を行うことによりまして、高齢で障がいを持つ者の生活自体を把握することに努めるとともに、福祉対策の施策向上に資するものでございます。この事業につきましては、大江学園に委託し事業を行うものでございます。179万円を計上しております。

次に、14ページでございます。4款. 衛生費、1項. 保険衛生費、2目. 老人保健推進費8万3000円の増額補正につきましては、これは国の平成23年度がん検診事業実施要綱について、今回大腸がん検診が追加されたことに伴いまして、事業経費の補正を行うものでございます。事業費につきましては、大腸がんクーポン、大腸がん検診手帳及び窓空封筒の印刷製本費4万8000円。12節. 役務費は大腸がんクーポンの発送にかかる郵便料3万5000円の計上でございます。次に、5目. 上水道費、簡易水道事業特別会計繰出金2707万3000円の減額補正につきましては、町長の行政報告で言われました仁木町統合簡易水道事業にかかる平成23年度国庫補助事業分の補助金が40%減額されたことに伴いまして、計画しておりました事業を縮減し、実施事業の見直しを行ったことによる減額でございます。

次に、15ページでございます。6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費263万5000円の増額補正につきましては、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金についてでございますが、これは歳入で説明いたしました、農業者戸別所得補償制度の実施に伴いまして、必要となる一般推進活動費や農業者の申請事務活動費について、新おたる農協管内4市町村で組織した農業再生協議会へ交付するものでございます。320万3000円を計上しております。その下でございます、災害対策資金利子補給費補助金につきましては、平成22年度異常気象対応支援資金を借り入れた農業者に対する利子助成でありまして、利子補給額が161万5288円で確定いたしました。56万8000円を減額するものでございます。

次に、16ページでございます。7款. 1項. 商工費、2目. 商工振興費171万3000円の増額補正につきましては、これは平成23年度北海道緊急雇用創出事業の2次募集分でございます。この事業を活用いたしまして観光振興対策調査実践事業を行うものでございます。事業内容につきましては、観光農園や直売所等を訪れる観光客から商品や接客態度に関する満足度を調査するとともに、観光客のニーズを把握し、データを整理するとともに、調査に基づく接客マナー向上のための講習など、新たな観光振興対策に資するものでございます。7節で賃金、臨時職員1名、9か月分と通勤手当、114万9000円を計上しております。8節. 報償費は接客マナー講習にかかる講師派遣12万円。11節. 需用費につきましては、消耗品費のコピー用紙など12万9000円。それから14節. 使用料及び賃借料、これはパソコン借上げ料31万5000円の計上で合計171万3000円の計上でございます。

次に、17ページでございます。8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、2目. 道路維持費116万4000円の増額補正につきましては、これは町除雪車両、除雪グレーダーでございます。このタイヤ及び打ち込みピンの磨耗が著しく、このままでは平成23年度除雪業務に支障をきたすことから、除雪業務発注前に購入するものでございます。スノータイヤ6本、ピン打ち込み費、それから交換費、廃タイヤ処理費、チューブ等を含んだ補正でございます。

次に、18ページでございます。10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費33万4000円の増額補正につきましては、9節. 旅費は、仁木町は平成21年度に招致いたしました外国語指導助手、本年7月をもって2年契約の期間満了を迎え帰国することになっておりまして、語学指導を行う外国青年招致事業については、財団法人自治体国際化協会が行っておりまして、来日の旅費につきましては、受け入れ市町村の一括プールでの負担額と

なっておりますが、帰国の旅費につきましては、全額が町負担となるものでございまして、帰国旅費に不足が生じたので11万8000円を増額するものでございます。21節. 貸付金については、平成23年度高校奨学金貸付者2名から3名、1名の増によりまして21万6000円を増額でございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費10万円の増額補正につきましては、2目の事務局費で説明いたしましたが、仁木町が平成21年度に招致いたしました外国語指導助手は、本年7月をもって2年契約の期間満了を迎え、帰国することになります。この間、指導助手は町内小中学校の英語授業の支援活動はもとより、また、教育委員会が主催する英会話教室の講師、更には銀山地区で行う英会話教室の講師も勤めておりまして、仁木町にカナダ文化の理解や交流の輪を広め、受講者から大変わかりやすいとの評判を得ております。外国語教育と地域に根ざした、国際交流の推進に貢献している同氏に対しまして、退任辞任謝礼10万円をいたしたいというもので10万円を計上しております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。上村君。

○4番（上村智恵子）4番、上村。16ページの商工費の中で、これはどういう人たちを対象に、この接客マナーとかをするのか、その内容をお知らせください。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）16ページの関係でございます。只今ご質問の中にもありました、対象者がどなたになるのかという、そういうことでございますが、これ自体につきましては観光振興の対策調査を目的とした事業でございまして、仁木町を訪れる方たちが、観光農園あるいは直売を訪れる際に、どの程度満足をしていただけるかという辺りを調査したいというものでございます。実際に観光農園あるいは直売所をですね、ご利用した際にその観光客の皆さんからアンケートを取りまして、仁木町のそれぞれのおもてなしと言いますか、そういったものを把握しながら、何か改善点とかがあれば、それを生かしながら、調査の結果を生かしながら、より良いおもてなしをしていくというようなところをですね、今回調査して行きたいというものでございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○4番（上村智恵子）研修会の講師というのがあるんですけど、それは誰にするんでしょうか。誰に対してというか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）講師を招聘いたしまして、町内の観光農園の実際に経営されている方、あるいは直売所でお客様のおもてなしをする方を対象にしたいということで考えているものでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）木田君。

○6番（木田紘一）6番、木田です。14ページの上水道の関係でちょっとお聞きしたいと思います。今朝ほど町長の行政報告の中でも、縷々詳しくご説明あったわけでございますが、その中で今回、今まで計画しておりました上水道の尾根内地区の事業の今年度の取り止めという報告もございましたけれども、当初から平成15年度の供用開始ということで事業をずっとやられているし、町側もそのような想いで計画を立ててきた。しかし、国のこういう予算の状況でやむを得ないというお話もございましたけれども、これによって供用開始の年度が遅れるのか、それとも今年度事業を取り止めても、その分、取り返すような事業を次年度から計画してやれるのかどうか、まずその辺第1点お聞きしたいと思います。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）統合簡易水道事業でありますけども、補助金が昨年度は10%、今年度は40%削減になっております。それでありまして、来年度以降、補助金が今年のベースで40%の削減となった場合にですね、銀山、長沢、尾根内地区につきましては、今のところ1年間、当初は平成25年4月給水開始でありましたけれども、1年間先送りいたしまして、平成26年4月に給水開始をできるような計画で今のところはおります。

○議長（山下敏二）木田君。

○6番（木田紘一）今、1年間、供用開始が延びるという説明であったわけでございますけれども、本当にこれまで地域のみなさんが待ち望んでいた水道、1年延びることによって、高齢者の場合はそれだけまた年齢を重ねるということで、僕の心配するのはやはり年々高齢化になってきて収入も減ってくる、本当に年金暮らしという状況になってくると、せっかくこの簡易水道を引いた事業に対しても、今は加入しようと思って意欲を持ってやっているけども、遅れるたびにこの事業に加入できないという状況が出てくるのではないかと懸念を持っているわけですが、できればあまり延長なく、この事業を完了していただければと、このように思っているところがございます。春の一般質問でも3月の一般質問でも、いろいろ質問させていただいて、それなりの回答はいただいているわけでございますけれども、できるだけこの延長期間を短くして、地域住民のためにおいしい水を供給していただきたい、こういう思いでいるわけでございますので、もしまた補助の関係で途中でも良いから事業を増やせるという状況であれば、そのように取り組んでいただきたいのと、そういう思いで質問させていただいているわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山下敏二）答弁いいですか。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）今、木田議員おっしゃるとおりですね、やはり、みなさん期待を持って楽しみに待っている事業でもありますので、今回、国のこの補助金は10%カット程度で済めば、私としては約束ですから、25年の4月1日にはもう水道の栓をひねれば出るという状況にしたかったわけですが、いかんせん、そういう状況でありますので、極力集中的にやろうとは思ってますけど、事情もまたご賢察の上ですね、よろしく地域の皆さんにお話いただければと思っております。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。横関君。

○3番（横関一雄）3番、横関です。まず、16ページですね、観光振興対策調査事業費についてもうちちょっと伺いたいんですけども、これは町単独でやるのか、それとも観光協会と一体になってですね、この事業をやるのか、その点を1点お聞かせください。

それとですね、先程ありました企業立地助成金のところでですね、固定資産税14万8000円ということで、不足分補正ということで出ておりますけども、3月にもちょっと申しましたけども、ここの北海道名販の名前出ておりますので言いますけども、ここの防火水槽の問題、町に寄贈していただいた防火水槽の問題、当初、水をタダで入れていたわけですけども、その後、その水道料金というのは徴収されているのですか。はたまた、そのままなし崩しで置いてあるのか、その辺をちょっと1点、2点お聞かせください。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今、横関議員の方からご質問ありました16ページの商工振興費の関係でございます。今回緊急雇用の2次募集の関係で、この事業を推進するわけでございますが、必要に応じて観光協会とも連携を取りながらご協力をいただくということで進めて行くことも考えているところでございます。いずれにいたしましても、この目的事業の内容として、仁木町を訪れる観光客の皆様の満足度を調査するということ。更にはそれ

に関わる接客マナー等ですね、向上のための必要な施策に取り組んでいきたいというものでございますので、そういった観点で協力をいただける機関、団体等については、要請をしていくという考え方でいるということでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）きのこ王国の周辺ですね、防火水槽40<sup>ト</sup>の水道使用料につきましては、現在のところ徴収しておりません。以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○3番（横関一雄）商工観光の実態ということで、それは観光協会とできるだけ一緒にやりたいという趣旨は、そのとおりだと思いますので、ひとつ町の顔でもあります観光協会を有効に活用して、やはりせっかくの事業費ということで取り組みしていることですから、やはりしっかりやっていただきたいとそのように思います。それとですね、今、林課長の方から現在は貰っていないということですが、やはりこれは前にも申しておりますとおり、やはり町に寄贈される前の個人的な水ということでありまして、私は町がしてやることはしてやっているんですから、やはり企業立地ということで、税金にしても何にしても認められるものは認めてあげているんですから、やはりこういった観点の中で、やっぱり使ったものは使ったものできちっと町としては徴収していただかなければ、町民の方に示しが付かないので、この辺のところはやはり優遇するところはしてあげるのは結構なんです。ですけども、すべて優遇というわけには私はいかないと思うんです。やはりこの問題はですね、たかが40<sup>ト</sup>かも知れませんが、町民に言わせれば同じ水を使って、同じお金を払っているわけですから、これはきちっと3か月も経っていることだし、私がわかってからですね。やはり、これははっきりけじめをつけないと私はいかんと思うんですけど、その辺の考えいかがでしょう。これ失礼な話、町民に聞かれたときに何と説明できるんですか、皆さん。私はできないと思うんです。やはり、そういった中できちっとした回答をいただかなければ、私も町民に対して聞かれたときには説明できないので、その辺よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）再度ですね、早急に経緯等を確認いたしまして、対応したいと思っております。以上であります。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）私が一応、防火水槽の分では説明させていただいた部分であると理解しておりますけども、きのこ王国さんが来るときから防火水槽は作るということで、担当の方で動いていますし、消防の方でも設置なさいよと。その部分では、町の方に当初から寄付をするという部分で動いていたと説明したと思っておりますが、ですから、町としてもメーターは付けていないと。それで、あそこは消防水利として、町としても防火水槽の欲しいところだという部分で、あそこに町のと言いますか、今、北後志消防組合ですが、その部分で消防水利のひとつとして使うということで、当時の担当者も動いてきたというふうに理解してございます。ですから、お金を貰うのであれば、メーターも付けなければならなかったことでしょうし。だけど、あそこにはメーターも付けていないという部分でございますから、あくまでも公共的な部分で当初から利用するというので防火水槽の設置になったと思っております。公共的に使うというふうになりますと、お金をいただくという部分が、当初は持ってなかったと理解しております。当初から。ですから、それをいただくとなりますと、何<sup>ト</sup>使ったかわかりません。メーターがないわけですから、今、40<sup>ト</sup>の防火水槽ですから、40<sup>ト</sup>入ってます。40<sup>ト</sup>はあります。それで、今後、もし近くに火災でもありましたらですね、その防火水槽を使いまして、消火活動にあたるというふうになると思

います。ただ、きのこ王国さんも、もし不幸と言いますか、そのようなことになりましたら、当然きのこ王国さんの方にもそこから水を汲んで、消防車を利用して使うんだと思いますけども、あくまでも公共的、地域の部分でも活用しようとして、町でも寄付を受けたわけですから、その部分に対してその使用料を今後はいただかないと、今、横関議員言っているのは、今までの部分をどうするのかということでございますけども、当初から公共的に使うという部分でありますので、それに対して、防火水槽の水密検査と言いますか、水が漏れているかどうかという部分もあるでしょうけども、町としては、事務のトップとしては、今のところいただくという考えはございません。

○議長（山下敏二）横関君。

○3番（横関一雄）今、副町長の答弁を聞かれますと、計画していたと。町の方で将来的にもそこを計画してたと。それならもっと以前にやらないんですか。あそこに、木村さんのところに消火栓ありますよね、そういう答弁だったら、もっとなぜ以前に早く動かないんですか。何できのこ王国ができてからやって、いやいやあそこには必ず必要だったなんて、そんな適当な答弁してもだめだって。町民こんなの納得できないでしょう。私は、これは、3月も言いましたけども、あくまでも町が動いてですよ、町が造っているんだったら誰もこんなこと言いませんよ。明らかにきのこ王国が造ったんでしょう。町で造ったんですか。お金出しています、してないですよ。元々きのこ王国が造ったんですよ。じゃあ聞きますけども、町でいつあそこに防火水槽を造ろうと計画していましたか。失礼ですけども。できてからから金払えとか、払わないとかという問題じゃなくて、誰がどう聞かれてもですね、この問題、町民皆で言いますよ。元々あそこに町が造るために計画していたから、あれはきのこ王国で造って町が水入れて貰ったんだって。そんな答弁なんて通りませんよ。できたからじゃないでしょう。したから、自然にあそこに防火設備が消防の方でいるわけでしょう。あそこにきのこ王国来なかったら立ちましたか。そうしたら。そういうあいまいな答弁したって、一般の町民黙っていませんよ。悪いですけども、誰が見たって明らかにそうでしょう。ここまで企業立地で譲歩してきているんですよ。町として税金を使いながらも、だったら多少の税金ぐらい払いなさいや、払ってもらうのが普通でしょう。情けなくなるよ、本当に。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）あそこに防火水槽の計画があったのかという部分では、私の今の手元の資料では、その防火水槽の部分はないんですが、役場で建てる気があったのかと。ちょっと以前に、なぜ造らなかったのかという部分であります、やはり役場と言いますか、消防としても予算的な部分もありました。なかなか造れなかったというのが現状でございます。それは理解していただけたと思います。で、あくまでもきのこ王国さんが建物もでかいので、消防法上の、私の今記憶で言っています。消防法上でどうしても必要なんだという部分できのこさんは付けなければならなかったと。当然なんです。そういう決めです。それに対して、私はその当時詳しいことは言うなどと言われるかも知れませんが、そのきのこ王国さん来ているときから、防火水槽は造ると決まっていますよね。その防火水槽は造らなきゃならないんだよ。作りました。その防火水槽に対して、その当時の部分ではメーターは付けない。町で維持管理をするからというものなんです。ですから、ということは確かにきのこさんの部分ですけども、町として、消防としてもその防火水槽をあそこに造るためには、費用が必要なんです。かかるんです。それを、きのこさんが造ったので、町として、町なり消防の持ち出しは0です。それを町は寄付の申し込みがありましたので、寄付を受けた、それを寄付の申し込みは遅かったかもしれませんが、当初からそういう話で動いているということです。それだけは理解をしてください。町で確かに造れば、町なりあるいは消防が造ればよろしいんですが、それには町の負担が出てきます。1基造ると約700万かかります。町の試算でいきま

すと。以前造ったのでいきますと。今回は現場内で造ってございますので、その程度くらいかかったと思いますが、その分の費用をです、町であそこにもし造ったとすればかかります。それで、計画があったのかどうかと言われますと、私の今持っている資料では、その大江の部分は出てきておりません。そこまで私は詳しく申し上げられませんが、必要な部分は確かなので、町として寄付を受けた。受けた部分で、それ以前の水がどうなんだということですが、当初からそういう話できていますので、いただけないと普通考えると思いますけど、横関議員がいろいろと町でも譲歩していると。譲歩している部分は税金に関しては条例上できちっと謳っている部分ですので、譲歩でも何でもなし、それはあくまでも、決めであります。どこが来ても、そのような形で固定資産税の減免を3年間行って、それを助成していくという部分でございます。だから、きのこさんだけの融通とか、譲歩の部分でなくて、今回の防火水槽に関しては、そのような形で見られるかもしれませんが、当初のときから町の方でメーターも付けないで、寄付を受ける、町のものになる、管理するからということで動いておりますので、そのような形になったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（山下敏二）横関君の本件に対する質疑は、既に3回になりましたので、仁木町議会会議規則第54条ただし書きにより、特に発言を許します。横関君。

○3番（横関一雄）今ね、副町長の言っていることはわかるんですよ、道理で。だけど、これ条例作ったんだからわかるんだ。わからないことはないの。だけど、じゃあ建前できちんとやるのかいということなのさ。建前でやらないのかいということ。わかる、後からくれるからじゃあいいんだ。個人のものも後からもらうことになっているからいいんだ。だから、町の物タダで使いなさいとそういうことを言っていると同じなんだよね、僕にすれば。果たして町民はたぶんわからないと思うよ、その中身は。僕もあまり詳しいこともわからないけども、だけど、現実的に町でないものに対して、後からもらったんですけども、現実的にももらったときに、町でないものに対して、それはやるとかやらないとか、それは僕らは実際わからない。それは役所の方がどういうことで、どういう文書を覚書を交わしているか、僕たちはわかりません。後から作ってこうやって言われてもわかりません。見ておりませんから。けども、実際には現実に入れたときは、町のものでないでしょう。疑ったらキリがないんだけども。それが町民の人が実際そういう現実わかっていて、じゃあ町が最終的にもらうんだからいいんだよと、タダで水使っているんだよと、じゃあ町の町民がそれで納得していただけるのかと、私は説明してくれといたらそういう話しか言いませんよ。それじゃあ町民の人、何と思います。私たちが思うんじゃないんですよ、町民の方が何と思うかということなんです。それで一般に町民の方が今副町長が言われるような答弁で、ああそうなのかい、よかった、よかったと、それで済ませられるのか。私はそれ以上答えますけども、それ以上言われたら後は何も言いようがありません。今度役場に行って、役場の方が、皆さんがきちんと答弁してください。私は失礼ですけど、きのこ王国来てもらって、前も言って副町長とちょっと熱くなりましたけども、本当にこういう優遇といたら、また副町長怒るかもしれないけれども、僕らにしてみればすごい優遇で、立地条件で来ているんじゃないかと思えますよ。それで、いろいろな優遇もしてきています。私はそう思います。町にも、町の企業にもお金も落とさない、水もどんどん使うような企業が、何が良いのかなと、失礼ですけども言わざるを得ないとそういう気がします。ですから、もう1回すいません、町民の方に聞かれたら何と答弁して良いのか、その辺の答弁をしっかりお答えください。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）なかなか思い出してこれませんが、前回も言いましたとおり、設置届けのときに北後志消防組合の支署長さんが、管理は北後志消防組合という部分で届出を出していることは、申し上げたと思います。

その中で、私も北後志消防組合の方で貰うべきでないのかということ、担当にも申し上げました。寄付を受けたのは確かに遅いです。物ができ上がってからです。当然寄付ですから、そうなると思いますが、事前にそういう話できちっとですね、寄付の申し込みがあれば、横関議員の言われるように町民対して、後から貰っても、どうのこうのと言われることのないようにということでございますので、このことは、当時の担当者にもきつく私も申し上げました。やり方がおかしいと。横関議員の言われているように前後してる部分もあると。ただ、その当時からそのように進んできているものを、北後志消防組合が管理していきますよとしてのものを、それを戻しますよということも、なかなか私は信義誠実の中ではできなかったと。それで、町として、そこに消防水利も必要であるということは事実でございますので、受けて、それで今、町で受けましたので、町のもので。町から北後志消防組合に貸付をしている。貸し付けるという形をとってございますが、万が一の場合にはそれを有効と言いますか、大きな火災等にならないように十分防火水槽の役目を果たしていきたいと思っております。確かに、横関議員、町民にどう言うのかという部分でございますが、当初からここで申し上げる資料では、申し上げれる部分では、当初から水道料のメーターは要らないと。それから届出では北後志消防組合が管理をするという部分でございました。そうなってくると、自ずと考えは寄付を受ける、あるいは有償の寄付もあるんでしょうけど、そうじゃなくて無償で寄付を受けたという部分で、町民のための安心安全のための部分で活用するというところでご理解を。そのような形で説明をしていただいて、ご理解をいただくしかないと思っております。今後、このような部分で皆さんに誤解を招かないようなことをきちんとしていかなければならないし、当然職員はそのように思っていると思っておりますので、当時の職員まだおりますから、今後もそのようなことのないように、安易な形での。きちっと考えてことを運ぶように、各課長からきちっと申し述べさせていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。吉川君。

○8番（吉川純一）今、防火水槽について質問あったんですけど、それに関連して質問します。銀山の今、道道を立ち退き、架け替えやっていますよね。あそこの防火水槽あるんですけど、あれはどうなっているんですか。使っているんですか、それとも。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）確認させていただきます。銀山の道道拡幅工事に伴います、J Aの倉庫、本間美津雄さんの向かい側の防火水槽ということでご理解してよろしいでしょうか。そうなりますと、私も道道の方ちょっと工事の関係、補償の方聞いておりませんので、今なんとも申し上げられません。今例えばで言ったら怒られますので、確認をしてから。補償されていれば、あそこの工事は今年行いませんので、補償されていれば工事を行うし、支障がなければあのまま利用することになると思っておりますけど、その辺も調べさせてください。ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午後 1時50分**

**再 開 午後 2時08分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の吉川議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。林建設課長。

○建設課長（林 典克）防火水槽の関係であります。現在のですね、J A新おたる農協銀山事業所の倉庫の近く

に、防火水槽が設置してあります。それは、道道の拡幅工事に伴いまして、必要になるということでありまして、北海道からは平成24年度にですね、補償をしたいということで協議があります。それで、仁木消防とはですね、まだ場所的には協議していませんけども、担当課としてはですね、現在、公営住宅の建替えを進めております、ぎんれい36B棟側、武道館側ですね、そちらの方の町有地に設置する考えでおります。以上であります。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成23年度余市郡一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第3号

### 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第10、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案第3号でございます。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条では歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万3000円を追加し、予算の総額を2億180万9000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第3号『平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から5款、繰越金に110万3000円を追加いたしまして、補正後の歳入合計額を2億180万9000円とするものでございます。

次に、2ページ、歳出でございます。5款、1項、予備費に110万3000円を追加いたしまして、補正後の歳出合計額を2億180万9000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源110万3000円の増でございます。

次に、5ページ、歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税51万5000円の増額。その下でございます、2目、退職被保険者等国民健康保険税で36万1000円の増額補正につきましては、それぞれ議案第1号で議決されました、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づきまして、増額するものでございます。

次に、6ページでございます。5款、1項、1目、繰越金につきましては、平成22年度国民健康保険事業特別会計の剰余金322万7167円でございますので、平成23年度当初予算に計上いたしました、300万円を除く22万7000円を増額補正するものでございます。

次に、7ページ、歳出でございます。5款、1項、1目、予備費につきましては、前年度繰越金の補正額と国保税補正額分110万3000円を増額補正するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第4号

### 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第11、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案の第4号でございます。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1028万3000円を減額いたしま

して、予算の総額を4億6936万6000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。

第2条地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

西條財政課長より詳細についてご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願います。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第4号『平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款. 国庫支出金から6款. 町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計2億1028万3000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を4億6936万6000円とするものでございます。

次に、2ページ、歳出でございます。2款. 1項. 施設費に2億1028万3000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を4億6936万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。地方債補正、変更につきましては、統合簡易水道事業仁木・銀山地区の変更でございます。町長の行政報告にもありました、仁木町統合簡易水道事業にかかる平成23年度の国庫補助金の内示通知がございまして、本町は今年度計画しておりました、国庫補助金事業分の補助金40%減額されたことから、計画しておりました事業費を縮減し、実施事業の見直しを行ったことによる地方債の変更でございます。平成23年度当初計画では、国庫補助対象事業費4億6120万円で計画しておりましたが、今回の内示によりまして、当初計画より1億8448万円の減額となりまして、2億7672万円となりました。このうち、国庫補助金は40%でございまして、これが1億1068万8000円となりまして、補助残1億6600万円が地方債でございます。地方債限度額1億1070万円を減額いたしまして、1億6600万円に変更するものでございます。

次に、5ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページ、歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金7379万2000円の減、地方債1億1070万円の減、一般財源2579万1000円の減でございます。

次に、7ページ、歳入でございます。2款. 国庫支出金、1項. 国庫補助金、1目. 衛生費国庫補助金7379万2000円の減額補正につきましては、地方債補正で説明いたしましたが、仁木町統合簡易水道事業にかかる平成23年度国庫補助事業分の補助金が40%の減額の内示がありましたので、7379万2000円を減額し、補正後の国庫補助金を1億1068万8000円とするものでございます。

次に、8ページでございます。3款. 繰入金、1項. 1目. 一般会計繰入金2707万3000円の減額補正につきましては、これは、平成23年度国庫補助金の40%減額に伴いまして、今年度予定しておりました事業費を縮減し、実施事業の見直しを行ったことにより、減額でございます。

次に、9ページでございます。4款. 1項. 1目. 繰越金につきましては、平成22年度簡易水道事業特別会計の剰余金138万2733円でありましたので、平成23年度当初予算に計上いたしました。10万円を除く128万2000円を増額補正するものでございます。

次に、10ページ、6款. 1項. 1目. 町債につきましては、3ページ、第2表地方債補正で説明した分でございます。

次に、11ページでございます。2款. 1項. 施設費、2目. 施設整備事業費2億1028万3000円の減額補正につきましては、仁木町統合簡易水道事業にかかる平成23年度国庫補助事業分の補助金が40%減額されたことから、今年度計上しております事業費を減額するものでございます。13節. 委託料につきましては、統合簡易水道事業調査測量設計委託料5634万3000円の予算額のうち、今年度予定の仁木地区配水管調査測量設計委託業務、これを取り止めまして、2065万4000円を減額いたしまして、3568万9000円とするものでございます。その下の施工監理委託料につきましては、これも統合簡易水道事業、工事施工監理委託料、当初319万円の予算額のうち、今年度予定しておりました尾根内浄水場機械設備工事の事業量の縮減に伴いまして148万9000円を減額いたしまして、170万1000円とするものでございます。合わせまして、委託料2214万3000円の減額でございます。15節. 工事請負費につきましては、尾根内浄水場機械設備工事当初予算1億4976万1000円の予算額のうち、今年度予定しておりました事業量を縮減したことによりまして、8518万6000円を減額いたしまして、6457万5000円とするものでございます。それから、今年度予定の尾根内浄水場取水工事を取り止め、960万円を減額するものでございます。それから、配水管布設工事当初予算2億6480万円の予算額のうち、今年度予定の仁木地区配水管布設工事を取り止めまして、また、銀山地区配水管布設工事業量を縮減したことによりまして、8308万4000円を減額いたしまして、1億8171万6000円とするものでございます。それから、給水管切替工事につきましては、当初1177万円の予算額のうち、今年度予定の仁木地区配水管布設工事の取り止めに伴いまして、1027万円を減額いたしまして、150万円にするものでございます。工事請負費合計1億8814万円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。葛間君。

○5番（葛間 徹）5番、葛間。今、一般会計の中でも説明がございましたし、今、説明を受けて、こういう国の方の状態からですね、40%のカットということを言っています。計画どおりに行けばですね、この件は出るんでしょうけども、これで、こういうことをやっていくと。それじゃあ来年度が良くなってくるのかということ、今の国の状況ではこの東北地震の関係でもっと悪くなるのかなということを考えるんですよ。そんなことで、そんな大きな金は出せないとしても、ある程度前倒しでですね、やっていくことができないのかどうか。苦しいということはわかります。わかりますけども、今、途中で止めるわけじゃなくて、どんどんこれは進めて行かなければならない事業だと思えますから、その辺はどうなのかですね、どう考えているのかご説明いただきたいと思えます。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）事業でありますけども、入札を行いまして、執行残、入札残というのが残ります。それをですね、できる範囲で、町長とこれからご相談するんですけども、それで、時期が合えば、それを使用しまして、また延長を延ばすだとか、橋に添架するだとか、そういう工事をですね、一応担当としては考えております。以上であります。

○議長（山下敏二）葛間君。

○5番（葛間 徹）説明は分からないわけじゃないんですけど、これはまだ説明はございませんけども、今回のこのあれを見てもですね、だいたい90%という形で落札していますから、だいたいあれだなと思えますけれども、

いずれにしても、やはり25年なら25年でできるものが26年、27年ということになるんだらうと思いますけども、その辺の見通しにしては、先程言いましたように、政府の状態も今こういう状況でございますから、まだまだ先延びていくのかどうか、その辺の見通しはですね、何年ぐらいこういうことによって延びていくのか、その辺がもしわかれば説明いただきたいと思います。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）来年度以降もですね、補助金が40%削減ということでちょっと考えてみました。それでいきますと、銀山、長沢、尾根内地区では1年間先送りと。仁木地区のですね、国道5号線の、給水管の取替えの工事もありますので、その工事が1年ですね。あと、得志内緑地区のですね、未給水の地区の工事が一応2年間、それと大江地区でありますけども、町道前馬群別線の土田地先さんまでのですね、管の工事が一応予定では平成25年度にですね、完了予定でしたけども、一応3年間先送りということで、今のところ40%の削減のベースでいきますと、事業完了年月日がですね、一応3年間先送りとなりまして、平成28年度完了予定と考えております。以上であります。

○議長（山下敏二）よろしいですか。他に、質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第5号

### 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第12、議案第5号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第5号でございます。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万2000円を追加し、予算の総額を5927万9000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろし

くお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第5号『平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款. 1項. 繰越金に58万2000円を追加いたしまして、補正後の歳入合計額を5927万9000円とするものでございます。

次に、2ページ、歳出でございます。2款. 後期高齢者医療広域連合納付金と4款. 予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に58万2000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を5927万9000円とするものでございます。

3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 後期高齢者医療保険料から5款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源58万2000円の増でございます。

次に、5ページ、歳入でございます。4款. 1項. 1目. 繰越金につきましては、平成22年度後期高齢者医療特別会計の剰余金59万1002円でありましたので、平成23年度当初予算に計上した9000円を除く、58万2000円を増額補正するものでございます。

次に、7ページ、歳出でございます。2款. 1項. 1目. 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、出納整理期間に平成22年度分の後期高齢者医療保険料の収入がありましたので、後期高齢者医療広域連合に納付金として12万5000円を納付するものでございます。12万5000円の補正でございます。

次に、8ページ、4款. 1項. 1目. 予備費につきましては、歳入歳出調整により45万7000円を増額補正するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。葛間君。

○5番（葛間 倅）5番、葛間。この関係でですね、ひとつ最後の議会ということで、確認をさせていただきたいのが、まず、前にですね、私も広域連合に各町村16町村から職員を派遣している人数はいただいたと記憶しているんですけども、実際に今、まず職員を派遣していない町村があるのかどうか、これがまず第1点ですね。

それから、今回わが町から2名の職員を派遣しているということで、まだ、これから年々ですね、作業の範囲を広げていくということになれば、今の状況ではちょっと無理かなということで、特にこの前もお話ございましたように、単独で町村から派遣するのではなくて、単独で職員を採用するということになるんだろうというふうに思います。そういう面で、そうなのかどうか、その辺についてまず伺いたいと思います。

それからもうひとつ、今3町村が、大きな町ばかりが入っていないということで、前回でも質問いたしまして、しつこいようでございますけれども、なぜ、その3町村が入らなくてもやっていけるのかどうか。この辺、前に聞いたときはわかりませんというお話でございましたけれども、やはりですね、やっぱりそれぞれの町村も、私も町長言うとおりの良くなるんだろうということで、これに入ることに賛成をした1人としてですね、やはり良くなってもらわなきゃ困るんですよ、これから、持ち出しが多くなってくるということになれば、やっぱりなかなか町民の理解も得られないだろうということから考えますと、そういう点から今後やはり、きちんとした形で町民に説明するということができれば、やはり、その辺がどうなっていくのか、そういうことについてもですね、

ひとつご説明をいただきたいと思います。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）後期高齢者医療広域連合の部分で、後志広域連合の部分、あえて出された部分だと思しますので、その部分で後志広域連合の部分に関してお答えをいたします。まず、派遣していない町村があるのかということでございますが、配られた資料の広域連合の部分で見ますと、現在16町村中16町村すべてから派遣されていると。その部分が1名ないし2名となっております。合計、今、25名の職員ということになってございます。作業範囲が広がれば、今の体制では無理かという部分でございまして、これにつきましても、毎年度、後志広域連合の事務会に幹事長会議、副町長で集まる幹事会。それから、町村長が集まる会議ということで、いろいろ議論してございますが、ある程度計画をもって、今、進めているところでございまして、各町村の派遣職員で当面進めていくということになってございまして、議会、広域連合の議会の方からも後志広域連合の方で雇ってはいかがかという部分もありまして、要するにプロパーという部分でございまして、これにつきましても、種々議論しているところで、まだ決まっておりませんが、今のところは、各町村の派遣で進めていくということになってございます。それと、3つ目の部分でございまして、3町村の部分につきましては、町長の方からお願いをしたいと思っております。

○議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）余市、岩内、寿都この3町村の関係であります。この3町村広域連合に入っていないけれども実際やっていけるのかということですが、以前、私どもも広域連合という組織がなければですね、町としてきちんとスタッフを整え、やってきた経過もありますので、これらについては、3町村とも大きな、寿都以外は本当に中核的な都市機能を持った町村でありますから大丈夫だと思っておりますが、ただ、広域連合の議会の中でもですね、宮谷内連合長に対しまして、この3町村のその後の動向はどうなんだという質問もされた経過が、議事録なんか見ますとありまして、その時には各近隣町村の私どもに会長の方から、連合長から電話ありまして、そうなんだという話であります。私も北後志の5か町村でいろんな会合に出た段階においても、余市町については、当面まだ独自でやるという、そういうことでもありますのでということでの情報提供はしております。岩内にしても寿都にしても、今までどおり単独でやろうと、やるということになっておりますが、広域連合としては決して最初入らなかったんで、これからも入れませんよという姿勢ではなくてですね、話し合いの結果、どうしても入っていただけるということであれば、快く受け入れるというそういう姿勢でありますので、今後におきましても、できれば19か町村がともに手を携えてですね、進んでいければなというのが理想でありますので、そういう方向で、何度かまたアクションをしていくという考え方は持っているところでございます。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時42分**

**再 開 午後 2時44分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

他に、質疑ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第6号

#### 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第13、議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦敏幸町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案第6号でございます。

仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について。仁木町表彰条例（平成6年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成23年6月16日提出、三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、角谷総務課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

一部改正に至った経緯等につきまして、ご説明申し上げます。現在の仁木町表彰条例、平成6年条例第6号につきましては、平成6年4月に全部改正を行いまして、その際、町職員同様、各団体の職員についても表彰の対象としております。本条例に規定している町職員の表彰基準につきましては、35年以上在職し、この間10年以上管理職等の職にあつて、誠実勤勉に職務に精励したものは町功労賞。35年以上の在職だけですと、功績賞の対象となっておりますが、昨年9月13日開催の仁木町表彰審議委員会におきまして、町職員等の永年勤続に対する表彰基準については、再考すべきこととなりまして、次回委員会での審議資料に資するため、後志管内各町村における表彰条例の状況調査を実施することとなりました。その調査の結果であります。表彰条例で町村職員の表彰を規定しているのが3町村。寿都、蘭越、真狩の3町村でありまして、そのうち蘭越町と真狩村の2町村が運用で特別職のみの表彰となっており、一般職については表彰しておりませんでした。したがって、一般職に対する功労及び功績の表彰を行っているのは、管内19町村中、実質仁木町と寿都町の2町だけという結果でありました。また、各団体の職員を表彰している町村につきましては7町村。寿都、黒松内、真狩、倶知安、神恵内、積丹、古平町でございますけれども、各町村とも基幹産業の形態及び実施している事業所の種類等によりまして、それぞれ実情に合った表彰内容となっており、その種類や基準、重みも様々でございました。本年5月24日開催の委員会では委員から、今まで表彰していたものを対象から除くのは心苦しい。また、他町村の表彰状況と比較することなく割り切って考えるべきだ。更には、町功労賞はそう軽いものではない。等々の意見が出され、慎重

審議の結果、町職員及びこれと同じ表彰基準としている各団体の職員については表彰の対象から除く見直しをすべきとして、決定されたところでございます。ただし、これらの職員を経た後、その経験を生かし、町長、町議会議員、農業委員会委員及び議会の選任、または、同意を経て任命される各種委員並びに助役、副町長、収入役及び教育長を歴任された方につきましては、他町村の例に習い、本町においても表彰の対象とすべきであると決定されたところであります。以上のことから、仁木町表彰審議委員会の審議経過を重く受け止め、委員会での審議内容を尊重いたしまして、今回の本条例の一部改正に至ったものであります。

では、新旧対照表をご覧ください。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正条例案であります。アンダーラインを付してある部分が、今回改正する箇所であります。只今説明の中でも申し上げましたとおり、町職員及びこれと同じ表彰基準としている各団体の職員を表彰基準の対象から除くため、本文第3条表彰の種類、第2項第1号自治功績賞から第4項産業功績賞までの規定中、「若しくは貢献しまたは多年職務に精励し」を、「または貢献し」に改めるものであります。

2ページをお開き願います。別表第1、表彰基準第3条の関係でございます。町功労賞第7号中、「この間10年以上管理職等」を、かつ4年以上第1号、この第1号は町長の職であります。この第1号から第5号、助役、副町長、収入役及び教育長の職の1号から5号までに改めるものであります。また、自治功績賞でございますけれども、4ページまで、自治功績賞から4ページの3行、功績賞までの表彰基準第2項の多年職務に精励したものを削除するものであります。附則は施行期日の定めでありまして、公布の日から施行するものでございます。以上で説明終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第14 議案第7号

### 平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区

#### 尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第14、議案第7号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場設備工事請負契約締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸） それでは、議案第7号でございます。

『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について』。平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約を次のとおり締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

記。1 契約の相手方、札幌市中央区南1条西6丁目15番1号、磯村豊水機工株式会社札幌支店、支店長 松田一男。2 契約金額、5901万円。うち、消費税及び地方消費税分281万円。3 工期、自平成23年6月20日から至平成24年2月20日まででございます。なお、入札等も含めての詳細については、林建設課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二） 林建設課長。

○建設課長（林 典克） 議案第7号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について』ご説明いたします。

工事の請負契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事の予定価格が5000万円以上となっておりますので、今定例会において上程しております。主な工事内容につきましては、原水槽及び原水の不純物を取り除く膜ろ過ユニット装置を設置する工事となっております。お手元の入札結果一覧表の1ページをご覧ください。指名業者につきましては、株式会社石垣北海道支店、磯村豊水機工(株)札幌支店、三機工業(株)北海道支店、(株)神鋼環境ソリューション北海道支店、水 i n g (株)北海道支店、前澤工業(株)北海道支店の6社を指名しておりましたが、3社より入札の辞退の申し出がありましたので、北海道に3社での入札執行について、補助事務上支障がないかを照会しております。北海道からは入札が1社になった場合については、競争の原理が働かないため、入札執行を中止することでありました。また、入札参加者については、指名を受けたものが入札執行の完了に至るまでの間において、入札を辞退した場合は、追加の指名は行っていない旨の回答を受けておりましたので、3社により6月14日、午前10時から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、磯村豊水機工(株)札幌支店が落札をしております。落札金額につきましては、5620万円でありまして、この金額は予定価格6150万円に対しまして91.38%の額となっております。予定工期につきましては、平成23年6月20日から平成24年2月20日までとなっております。

4ページをお開き願います。工事位置図の下側の緑で塗られている丸の箇所が尾根内浄水場でありまして、その浄水場の内部に、原水槽及びユニット装置を設置するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第8号

### 平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区

#### 配水管布設工事請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第8号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案第8号でございます。

『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について』。平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月16日提出、仁木町長三浦敏幸。

記。1 契約の相手方、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体、代表者、虻田郡京極町字京極568番地、株式会社櫻組代表取締役 櫻 貢。2 契約金額、9975万円、うち消費税及び地方消費税分475万円。3 工期、自平成23年6月20日から至平成24年1月30日まででございます。なお、本件につきましても、林建設課長より詳細について、説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第8号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について』ご説明いたします。

工事請負契約につきましては、予定価格が5000万円以上なる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事費の予定価格が5000万円以上となっておりますので、今定例会において上程しております。主な工事内容につきましては、道道仁木赤井川線の尾根内2番地、花山地先から銀山3丁目道道と町道浄孝線の交差点付近の路肩に直径100mmのダクタイル鋳鉄管1593mの布設及び銀山3丁目藤山地先から銀山2丁目稲垣地先の路肩に直径100mmのダクタイル鋳鉄管580mを布設する工事となっております。お手元の入札結果一覧表の2ページをお開き願います。指名業者につきましては、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同体、新太平洋・北悠・木村配管・建友経常建設共同企業体、株式会社田中組、株式会社中山組、丸彦渡辺建設株式会社に経常建設共同体と単体業者3社の計5社を指名いたしまして、6月14日、午前10時10分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体が落札をしております。落札金額につきましては9500万円でありまして、この金額は予定価格1億143万円に対しまして93.66%の額となっております。予定工期につきましては平成23年6月20日から平成24年1月30日となっております。

4ページをお開き願います。工事位置図の左下の青の線が塗られてる箇所が工事場所となっております。以上

で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第2工区配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第9号

### 平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区

#### 配水管布設工事請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第16、議案第9号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について』を議題とします。

林君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 3時07分**

---

**再 開 午後 3時07分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案第9号でございます。『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について』。

平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

記。1 契約の相手方、伊藤・関・木田・林経常建設共同企業体、代表者、札幌市中央区北4条西4丁目1番地、伊藤組土建株式会社取締役社長 津司 武。2 契約金額、6930万円。うち消費税及び地方消費税分330万円。3 工期、自平成23年6月20日至平成24年2月20日となっております。林建設課長より説明申し上げます

ので、ご審議の上、ご決定賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第9号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について』ご説明いたします。工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事の予定価格が5000万円以上となっておりますので、今定例会において上程しております。主な工事内容につきましては、町道長沢線、長沢南線の路肩に直径100mmのダクタイル鋳鉄管33m。直径75mmの塩化ビニール管1367m。直径40mmから50mmのポリエチレン管3031mを布設する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表3ページをお開き願います。指名業者につきましては、阿部建設株式会社、伊藤・関・木田・林経常建設共同企業体、岩倉・庄木経常建設共同企業体、近藤工業株式会社、株式会社泰進建設。2経常建設共同企業体と単体業者3社の計5社を指名いたしまして、6月14日午前10時20分から入札を執行しております。

入札結果につきましては、第1回の入札におきまして、伊藤・関・木田・林経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては6600万円でありまして、この金額は予定価格7143万円に対しまして、92.4%の額となっております。予定工期につきましては、平成23年6月20日から平成24年2月20日までとなっております。

4ページをお開き願います。工事位置図の中央下の赤の線が塗られている箇所が工事場所となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山地区第3工区配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 3時13分**

**再 開 午後 3時13分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

**日程第17 推薦第1号**  
**仁木町農業委員会委員の推薦**

○議長（山下敏二）日程第17、推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』の件を、議題とします。

議案の朗読を、事務局長にさせます。岩井局長。

○局長（岩井秋男）別冊議案書の6ページをお開き願います。推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』、仁木町農業委員会委員は、平成23年7月19日をもって任期満了するので、農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号第12条第2項及び仁木町農業委員会委員定数条例、昭和32年条例第8号本文第3項による議会が推薦した農業委員会所掌に属する事項につき、学識を有する者1名の規定に基づき、次の者を推薦する。平成23年6月16日提出、仁木町議会議長 山下敏二。

記。住所、仁木町南町10丁目113番地1。氏名、上村智恵子。生年月日、昭和27年2月21日。なお本件につきましては、5月23日付けで仁木町長から仁木町農業委員会委員1名を議会推薦願う旨、文書提出がございました。また、委員の任期につきましては、本年の7月20日から平成26年の7月19日まででございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）議案の朗読が終わりました。上村君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 3時15分**

---

**再 開 午後 3時15分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第17、推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』の議事を続けます。

お諮りします。議会が推薦する農業委員は1名です。議会推薦の仁木町農業委員会委員として上村智恵子君を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』は、上村智恵子君を推薦することに決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後3時16分**

---

**再 開 午後3時17分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

先程の、仁木町農業委員会委員の推薦において、除斥となりました上村君に申し上げます。

仁木町農業委員会委員に仁木町議会として上村君を推薦することに決定したので、告知いたします。後程推薦同意書に署名をお願いいたします。

---

**日程第18 同意第1号**

## 仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（山下敏二）日程第18、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）同意第1号でございます。『仁木町教育委員会委員の任命について』。

仁木町教育委員会委員 渡 淳は、平成23年3月25日をもって辞任（任期は平成25年3月25日まで）したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。平成23年6月16日提出、仁木町長 三浦敏幸。

記。余市郡仁木町然別205番地、藤山 勇、昭和31年3月3日生でございます。

それでは、藤山 勇さんの経歴を紹介いたします。年齢は現在55歳でございます。その経歴は昭和49年3月に北星学園余市高等学校を卒業後、同年4月に株式会社ムトウに入社しております。昭和59年2月に株式会社ムトウを退社されておまして、同年3月に株式会社メディカルプラントという会社に入社をしておりますが、平成4年にこのメディカルプラントという会社が倒産したことに伴って退職をしているところでございます。平成4年の12月に仁木町農業協同組合に入組いたしまして、平成10年3月、新おたる農業協同組合、これは5農協の合併ということで、これから農協でのそれぞれの役職が発生するわけでございます。平成19年の2月には農業協同組合の金融共済部長に。更に、20年の4月には新おたる農業協同組合の理事に就任しております。平成23年2月、新おたる農業協同組合の金融共済部長を解任、更に、同年の4月には理事を退任しておまして、平成23年4月に新おたる農業協同組合を退職しているわけでございます。平成10年1月からは然別町内会の防犯部長。平成12年4月からは然別町内会の文化部長。平成14年1月からは、やはり然別町内会の監査ということで、これは現在も続いているわけでございます。平成7年から平成23年4月までの16年間、仁木町交通安全協会仁木支部の会計をしていたわけでございます。これら、数々の役職を歴任されまして、その活動の実践は高く評価されており、地域の人望も厚く、地域の教育・スポーツ・経済の発展にご尽力されており、教育委員会委員に適任と考えますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。なお、趣味等につきましては、ゴルフ並びに音楽鑑賞ということで、学生の頃少し卓球とかもやったということですが、ぜひ、この藤山 勇さんを教育委員として同意賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 3時21分**

**再 開 午後 3時41分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに「同意する」ことに賛成の方は、起立願います。

〔「全員起立」〕

○議長（山下敏二）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、「同意する」ことに決定しました。

---

## 日程第19 意見案第6号

### 原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第19、意見案第6号『原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○4番（上村智恵子）意見案第6号『原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書』。

上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年6月16日提出。提出者、私、上村智恵子。賛成者、横関議員になってもらっております。

次ページをお開きください。原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書。本文は省略させていただきますが、国及び政府においては将来にわたり、原子力発電からの早期撤退を明確に宣言し、既存の原子力発電所の安全確保を最優先し、原子力発電に変わる自然エネルギーへの早期計画転換を図るよう、強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣宛であります。

よろしく、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議員派遣

○議長（山下敏二）日程第20、『議員派遣』の件を、議題とします。

お諮りします。本件については、葛間議会運営委員会委員長の報告のとおり、平成23年7月5日、札幌市で開催される、北海道町村議会議長会主催の議員研修へ、全議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成23年7月5日の札幌市での研修会へ全議員を派遣することに決定しました。

---

### 日程第21 委員会の閉会中の継続調査

○議長（山下敏二）日程第21、『委員会の閉会中の継続調査について』の件を、議題とします。

葛間議会運営委員会委員長、佐坂議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

---

### 日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第22、『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を、議題とします。

木田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。木田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、木田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 3時47分**

---

**再 開 午後 3時48分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

三浦町長から発言の申し出ありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成23年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、平成22年度繰越明許費繰越計算書の報告並びに平成23年度各会計予算の補正、条例の一部改正、請負契約締結議案、教育委員の同意案件と提出いたしました、すべての案件につきましてご決定賜わり、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

山下議長、吉川副議長はじめ議員の皆さまにとりましては、4年間の議員任期最終の定例会ということもあり、

感慨深いものがあったことと存じます。また、最後までご出席賜りました中西代表監査委員にも厚く御礼を申し上げます。

平成19年8月5日に議会議員選挙が行われました。見事、町民の付託を受けられ、議員となられてから早4年の歳月が来ようとしております。当時の町財政は一步間違えば赤字団体に転落しそうな厳しい状況の渦中にありましたから、議員の皆さんも公約実現に向けては、さぞかし大変な思いをされたことと存じます。

私も同じですが、選挙という町民の厳しい審判を仰ぐ立場にある議員の皆さんにとりましては、この4年間でとても短く、そして早く感じられたのではないかと推察する次第であります。このことは裏返して申しますと、町民の幸せと町の発展を念じ、議員として日々、一生懸命に努力されてきた結果であると考えます。

広範な知識と優れた政治力をもって、仁木町の産業の振興はもとより、住民福祉の向上に果された業績は、並々ならぬものがございました。私ども行政を預かる立場としても、議員の皆さんの格別のご指導と町民の側に立った熱意あるご意見をいただくなど、あらゆる角度からの議論の結果、大過なく事務・事業を推進してこることができました。

これまで、昼夜を問わず仁木町に注がれました数々のご功績に、仁木町民を代表いたしまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、本日開催の第2回仁木町議会定例会をもちまして、特別の付議事件が発生しない限り、議員の皆様のご出席の会議は終了するわけでございます。この場をお借りいたしまして、心からの感謝と御礼を申し上げます。

結びにあたり、いよいよ夏本番となりますが、山下議長、吉川副議長はじめ議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意いただきまして、更なるご活躍をされますようお祈り申し上げ、第2回定例会閉会にあたってのご挨拶といたします。

この4年間、大変お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（山下敏二）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成23年第2回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変ご苦労さまでした。

**閉 会 午後 3時52分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成23年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成23年6月16日（1日間）  
（開会～午前9時30分／閉会～午後3時52分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H23.6.16	原案可決
議案第2号	平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	H23.6.16	原案可決
議案第3号	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	H23.6.16	原案可決
議案第4号	平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	H23.6.16	原案可決
議案第5号	平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H23.6.16	原案可決
議案第6号	仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について	H23.6.16	原案可決
議案第7号	平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山区第1工区尾根内浄水場機械設備工事請負契約締結について	H23.6.16	原案可決
議案第8号	平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山区第2工区配水管布設工事請負契約締結について	H23.6.16	原案可決
議案第9号	平成23年度仁木町統合簡易水道事業銀山区第3工区配水管布設工事請負契約締結について	H23.6.16	原案可決
推薦第1号	仁木町農業委員会委員の推薦	H23.6.16	推 薦
同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について	H23.6.16	同意可決
意見案第6号	原子力発電から撤退し自然エネルギーへの早期転換を求める意見書	H23.6.16	原案可決